

島田市地域防災計画(令和6年3月改定案)

新旧対照表

共通対策編

島田市防災会議

新	旧																																				
<p>第1章 総則（略）</p> <p>第1節 計画の構成（略）</p> <p>第2節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱（略）</p> <p>第3節 市の自然条件</p> <p>1 位置及び境域（略）</p> <p style="text-align: center;">面積・人口等 （島田市住民基本台帳人口：令和5年12月31日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>東西</th> <th>南北</th> <th>面積</th> <th>人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約23km</td> <td>約31km</td> <td>315.70k㎡</td> <td>95,698人（内外国人1,883人）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 地形・地質の概要（略）</p> <p>3 気候（略）</p> <p style="text-align: center;">（令和5年 静岡気象台統計記録より）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 10%;">気温</td> <td>(1) 令和5年の平均気温は16.9℃、気温は最も寒い1月及び2月の平均気温が7.1℃で、最も暑い8月の平均気温は27.4℃となっている。最高気温が8月の34.9℃、最低気温が1月の-4.6℃である（観測地点は静岡空港）。 (2)（略）</td> </tr> <tr> <td>降水量</td> <td>(1) 令和5年の年間降水量は、平地部で約2,300mm（地点：静岡空港）、伊久身地区及び川根地区の多い所で約3,300mm（地点：高根山）となっており、近年ではやや少ない降水量となっている。市の平均的な年間降水量は3,000mm程度であり、大井川の上流域になる程降雨量は多くなっていく。 (2)（略） (3) 月別の雨量は6月が最大で、5月、8月の順となっている（地点：静岡空港）。 (4) 1時間降水量50ミリ以上の発生回数は、静岡県でも増加傾向がみられ、島田市でのここ数年の状況は短時間豪雨の回数は増加傾向にある。</td> </tr> <tr> <td>日照時間</td> <td>令和5年の日照時間は約2,400時間となっており、日照時間の多い月は7月で約256時間、少ない月は6月で120時間となっている（地点：菊川牧之原）。</td> </tr> <tr> <td>風</td> <td>令和5年の平均風速は3.9m/s、1月が強く平均風速5.4m/sで、もっとも弱い8月の平均風速は3.1m/sとなっている。最大風速は12月の16.7m/sである。最大瞬間風速は、12月の23.1m/sである（地点：静岡空港）。</td> </tr> <tr> <td>天気</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	東西	南北	面積	人口	約23km	約31km	315.70k㎡	95,698人（内外国人1,883人）	気温	(1) 令和5年の平均気温は16.9℃、気温は最も寒い1月及び2月の平均気温が7.1℃で、最も暑い8月の平均気温は27.4℃となっている。最高気温が8月の34.9℃、最低気温が1月の-4.6℃である（観測地点は静岡空港）。 (2)（略）	降水量	(1) 令和5年の年間降水量は、平地部で約2,300mm（地点：静岡空港）、伊久身地区及び川根地区の多い所で約3,300mm（地点：高根山）となっており、近年ではやや少ない降水量となっている。市の平均的な年間降水量は3,000mm程度であり、大井川の上流域になる程降雨量は多くなっていく。 (2)（略） (3) 月別の雨量は6月が最大で、5月、8月の順となっている（地点：静岡空港）。 (4) 1時間降水量50ミリ以上の発生回数は、静岡県でも増加傾向がみられ、島田市でのここ数年の状況は短時間豪雨の回数は増加傾向にある。	日照時間	令和5年の日照時間は約2,400時間となっており、日照時間の多い月は7月で約256時間、少ない月は6月で120時間となっている（地点：菊川牧之原）。	風	令和5年の平均風速は3.9m/s、1月が強く平均風速5.4m/sで、もっとも弱い8月の平均風速は3.1m/sとなっている。最大風速は12月の16.7m/sである。最大瞬間風速は、12月の23.1m/sである（地点：静岡空港）。	天気	（略）	<p>第1章 総則（略）</p> <p>第1節 計画の構成（略）</p> <p>第2節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱（略）</p> <p>第3節 市の自然条件</p> <p>1 位置及び境域（略）</p> <p style="text-align: center;">面積・人口等 （島田市住民基本台帳人口：令和4年12月31日現在）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>東西</th> <th>南北</th> <th>面積</th> <th>人口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>約23km</td> <td>約31km</td> <td>315.70k㎡</td> <td>96,496人（内外国人1,699人）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 地形・地質の概要（略）</p> <p>3 気候（略）</p> <p style="text-align: center;">（令和4年 静岡気象台統計記録より）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="width: 10%;">気温</td> <td>(1) 令和4年の平均気温は16.2℃、気温は最も寒い1月及び2月の平均気温が5.1℃で、最も暑い8月の平均気温は26.7℃となっている。最高気温が8月の36.8℃、最低気温が2月の0.8℃である（観測地点は静岡空港）。 (2)（略）</td> </tr> <tr> <td>降水量</td> <td>(1) 令和4年の年間降水量は、平地部で約2,600mm（地点：静岡空港）、伊久身地区及び川根地区の多い所で約3,600mm（地点：高根山）となっており、近年ではやや多い降水量となっている。市の平均的な年間降水量は3,000mm程度であり、大井川の上流域になる程降雨量は多くなっていく。 (2)（略） (3) 月別の雨量は9月が最大で、7月、5月の順となっている（地点：静岡空港）。 (4) 1時間降水量50ミリ以上の発生回数は、静岡県でも増加傾向がみられ、島田市でのここ数年の状況は短時間豪雨の回数は増加傾向にある。</td> </tr> <tr> <td>日照時間</td> <td>令和4年の日照時間は約2,300時間となっており、日照時間の多い月は12月で約231時間、少ない月は9月で156時間となっている（地点：菊川牧之原）。</td> </tr> <tr> <td>風</td> <td>令和4年の平均風速は3.9m/s、12月が強く平均風速6.1m/sで、もっとも弱い9月の平均風速は2.6m/sとなっている。最大風速は12月の18.0m/sである。最大瞬間風速は、12月の25.7m/sである（地点：静岡空港）。</td> </tr> <tr> <td>天気</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	東西	南北	面積	人口	約23km	約31km	315.70k㎡	96,496人（内外国人1,699人）	気温	(1) 令和4年の平均気温は16.2℃、気温は最も寒い1月及び2月の平均気温が5.1℃で、最も暑い8月の平均気温は26.7℃となっている。最高気温が8月の36.8℃、最低気温が2月の0.8℃である（観測地点は静岡空港）。 (2)（略）	降水量	(1) 令和4年の年間降水量は、平地部で約2,600mm（地点：静岡空港）、伊久身地区及び川根地区の多い所で約3,600mm（地点：高根山）となっており、近年ではやや多い降水量となっている。市の平均的な年間降水量は3,000mm程度であり、大井川の上流域になる程降雨量は多くなっていく。 (2)（略） (3) 月別の雨量は9月が最大で、7月、5月の順となっている（地点：静岡空港）。 (4) 1時間降水量50ミリ以上の発生回数は、静岡県でも増加傾向がみられ、島田市でのここ数年の状況は短時間豪雨の回数は増加傾向にある。	日照時間	令和4年の日照時間は約2,300時間となっており、日照時間の多い月は12月で約231時間、少ない月は9月で156時間となっている（地点：菊川牧之原）。	風	令和4年の平均風速は3.9m/s、12月が強く平均風速6.1m/sで、もっとも弱い9月の平均風速は2.6m/sとなっている。最大風速は12月の18.0m/sである。最大瞬間風速は、12月の25.7m/sである（地点：静岡空港）。	天気	（略）
東西	南北	面積	人口																																		
約23km	約31km	315.70k㎡	95,698人（内外国人1,883人）																																		
気温	(1) 令和5年の平均気温は16.9℃、気温は最も寒い1月及び2月の平均気温が7.1℃で、最も暑い8月の平均気温は27.4℃となっている。最高気温が8月の34.9℃、最低気温が1月の-4.6℃である（観測地点は静岡空港）。 (2)（略）																																				
降水量	(1) 令和5年の年間降水量は、平地部で約2,300mm（地点：静岡空港）、伊久身地区及び川根地区の多い所で約3,300mm（地点：高根山）となっており、近年ではやや少ない降水量となっている。市の平均的な年間降水量は3,000mm程度であり、大井川の上流域になる程降雨量は多くなっていく。 (2)（略） (3) 月別の雨量は6月が最大で、5月、8月の順となっている（地点：静岡空港）。 (4) 1時間降水量50ミリ以上の発生回数は、静岡県でも増加傾向がみられ、島田市でのここ数年の状況は短時間豪雨の回数は増加傾向にある。																																				
日照時間	令和5年の日照時間は約2,400時間となっており、日照時間の多い月は7月で約256時間、少ない月は6月で120時間となっている（地点：菊川牧之原）。																																				
風	令和5年の平均風速は3.9m/s、1月が強く平均風速5.4m/sで、もっとも弱い8月の平均風速は3.1m/sとなっている。最大風速は12月の16.7m/sである。最大瞬間風速は、12月の23.1m/sである（地点：静岡空港）。																																				
天気	（略）																																				
東西	南北	面積	人口																																		
約23km	約31km	315.70k㎡	96,496人（内外国人1,699人）																																		
気温	(1) 令和4年の平均気温は16.2℃、気温は最も寒い1月及び2月の平均気温が5.1℃で、最も暑い8月の平均気温は26.7℃となっている。最高気温が8月の36.8℃、最低気温が2月の0.8℃である（観測地点は静岡空港）。 (2)（略）																																				
降水量	(1) 令和4年の年間降水量は、平地部で約2,600mm（地点：静岡空港）、伊久身地区及び川根地区の多い所で約3,600mm（地点：高根山）となっており、近年ではやや多い降水量となっている。市の平均的な年間降水量は3,000mm程度であり、大井川の上流域になる程降雨量は多くなっていく。 (2)（略） (3) 月別の雨量は9月が最大で、7月、5月の順となっている（地点：静岡空港）。 (4) 1時間降水量50ミリ以上の発生回数は、静岡県でも増加傾向がみられ、島田市でのここ数年の状況は短時間豪雨の回数は増加傾向にある。																																				
日照時間	令和4年の日照時間は約2,300時間となっており、日照時間の多い月は12月で約231時間、少ない月は9月で156時間となっている（地点：菊川牧之原）。																																				
風	令和4年の平均風速は3.9m/s、12月が強く平均風速6.1m/sで、もっとも弱い9月の平均風速は2.6m/sとなっている。最大風速は12月の18.0m/sである。最大瞬間風速は、12月の25.7m/sである（地点：静岡空港）。																																				
天気	（略）																																				

新	旧
<p>第4節 市の社会条件</p> <p>平成17年5月5日、旧島田市と旧金谷町が合併し、新しい島田市が誕生した。</p> <p>両市町は、大井川、牧之原台地など地理的なつながり、かつて東海道の宿場町であった歴史的なつながりが深く、経済活動、文化日常生活など様々な面で一体的な生活圏を形成しており、住民相互の交流も活発に行われている。</p> <p>平成20年4月1日には、島田市と旧川根町が合併した。</p> <p>両市町は古くから大井川流域の歴史的なつながり、さらに近年の経済・文化・生活など様々な面で強い結びつきをもっており、住民相互の交流も活発に行われている。</p> <p>令和5年12月31日時点での人口構成比率は、65歳以上人口が32.1%であり高齢化率は県平均を上回っている。また、外国人は約1,800人と年々増加している。また、産業別就業者の状況(令和2年国勢調査)は、第一次産業が5.5%、第二次産業が36.5%、第三次産業が57.0%である。主要作物は、茶、レタス、米、温州みかん等があげられる。</p> <p>市内には2本の国道と20本の県道、東名高速道路及び新東名高速道路がある。また、湯日地区には富士山静岡空港があり、交通の要衝として高い利便性を確保している。</p> <p>当市は、関東圏と中京圏を結ぶ陸上交通の主要幹線が大井川を渡る形で存在する。また、静岡空港、30km圏内に浜岡原子力発電所や清水港・御前崎港及び航空自衛隊静浜基地が存在する。また、市の所在する志太榛原地域は、沿岸部から内陸部にかけての十分な地積がある事から中部圏における大規模災害対応における重要な防災拠点となりえる。</p> <p>デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、あらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。</p> <p>第5節 予想される災害と地域（略）</p>	<p>第4節 市の社会条件</p> <p>平成17年5月5日、旧島田市と旧金谷町が合併し、新しい島田市が誕生した。</p> <p>両市町は、大井川、牧之原台地など地理的なつながり、かつて東海道の宿場町であった歴史的なつながりが深く、経済活動、文化日常生活など様々な面で一体的な生活圏を形成しており、住民相互の交流も活発に行われている。</p> <p>平成20年4月1日には、島田市と旧川根町が合併した。</p> <p>両市町は古くから大井川流域の歴史的なつながり、さらに近年の経済・文化・生活など様々な面で強い結びつきをもっており、住民相互の交流も活発に行われている。</p> <p>令和4年12月31日時点での人口構成比率は、65歳以上人口が31.8%であり高齢化率は県平均を上回っている。また、外国人は約1,700人と年々増加している。また、産業別就業者の状況(平成27年国勢調査)は、第一次産業が6.5%、第二次産業が36.3%、第三次産業が57.2%である。主要作物は、茶、レタス、米、温州みかん等があげられる。</p> <p>市内には2本の国道と20本の県道、東名高速道路及び新東名高速道路がある。また、湯日地区には富士山静岡空港があり、交通の要衝として高い利便性を確保している。</p> <p>当市は、関東圏と中京圏を結ぶ陸上交通の主要幹線が大井川を渡る形で存在する。また、静岡空港、30km圏内に浜岡原子力発電所や清水港・御前崎港及び航空自衛隊静浜基地が存在する。また、市の所在する志太榛原地域は、沿岸部から内陸部にかけての十分な地積がある事から中部圏における大規模災害対応における重要な防災拠点となりえる。</p> <p>デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、あらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。</p> <p>第5節 予想される災害と地域（略）</p>

新		旧	
<p>第2章 災害予防計画（略）</p> <p>第1節 通信施設等整備改良計画</p> <p>災害時における通信業務は、災害予防、災害応急対策、災害復旧等を速やかに処理するため重要な業務である。したがって有事に際し、その機能を有効かつ適切に発揮できるよう常時防災行政無線等の情報通信施設の整備点検を行い、<u>定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築</u>と同時に設備の改良・拡充を図る。また、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。併せて<u>LINE等市公式SNS</u>等を活用し、幅広い情報発信に努める。</p> <p>災害時に孤立が予想される地域については、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。</p>		<p>第2章 災害予防計画（略）</p> <p>第1節 通信施設等整備改良計画（略）</p> <p>災害時における通信業務は、災害予防、災害応急対策、災害復旧等を速やかに処理するため重要な業務である。したがって有事に際し、その機能を有効かつ適切に発揮できるよう常時防災行政無線等の情報通信施設の整備点検を行<u>う</u>と同時に設備の改良・拡充を図る。また、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。<u>また、併せてSNSやLINE</u>等を活用し、幅広い情報発信に努める。</p> <p>災害時に孤立が予想される地域については、衛星携帯電話などにより、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。</p>	
区分	内容	区分	内容
市同時通報用無線 (アナログ式)	(1) 平成27年度にプラザおおりに統合卓を設置し、島田地区、金谷地区、川根地区の同時放送を行えるようになり、緊急時の早期対応ができるようになった。(資料編3-1) <u>なお、令和5年度に完成した新庁舎への移転に伴い、総合卓を庁舎へ移設した。</u> (2) 難聴地域解消のため、自治会等の要望を受け子局の新設、移設を進める。 (3) 戸別受信機一覧表は、資料編3-2のとおり。 (4) デジタル式同時通報用無線の整備を検討していく。	市同時通報用無線 (アナログ式)	(1) 平成27年度にプラザおおりに統合卓を設置し、島田地区、金谷地区、川根地区の同時放送を行えるようになり、緊急時の早期対応ができるようになった。 <u>また、専用線が破断した場合に対応するため、金谷防災センター・川根庁舎それぞれの親局はそのまま残し、各地区での放送については今までどおり行うことができる。</u> (資料編3-1) (2) 難聴地域解消のため、自治会等の要望を受け子局の新設、移設を進める。 (3) 戸別受信機一覧表は、資料編3-2のとおり。 (4) デジタル式同時通報用無線の整備を検討していく。
市防災行政無線 (デジタル式・移動系)	(略)	市防災行政無線 (デジタル式・移動系)	(略)
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>市防災行政無線 (アナログ式・移動系)</u>	<u>デジタル式防災行政無線(移動系)の補助的機能として、川根地区に配備している。配備一覧表は、資料編3-3のとおり。</u>
県防災行政無線 (移動系)	平成26年度に県庁の基地局をデジタル式に移行し、平成27年度から運用を開始した県、国、都道府県及び全国の市町村等と音声とファクシミリによる通信システム。 市は、災害対策室に設置している。(勤務時間外については、市役所本庁舎守衛室へ転送している。)	県防災行政無線 (移動系)	平成26年度に県庁の基地局をデジタル式に移行し、平成27年度から運用を開始した県、国、都道府県及び全国の市町村等と音声とファクシミリによる通信システム。 市には、 <u>危機管理課執務室</u> 、災害対策室に設置している。(勤務時間外については、市役所本庁舎守衛室へ転送している。)
全国瞬時警報システム (J-ALERT)	(略)	全国瞬時警報システム (J-ALERT)	(略)
}	}	}	}
県その他通信設備の防災対策	(略)	県その他通信設備の防災対策	(略)

新		旧																									
<p><u>障害のある方への情報伝達体制の整備</u></p>	<p><u>(1) 市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>(2) 市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>																								
<p>第2節 防災資機材整備計画（略）</p> <p>第3節 防災知識の普及計画（略）</p> <p>1 普及方法（略）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育、社会教育を通じての普及</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>広報紙</u>、インターネット、ラジオ、テレビ、新聞、印刷物等による普及</td> <td>市民等に対し、<u>広報紙</u>、インターネット、ラジオ、テレビ、新聞等の広報媒体を通じ、また、印刷物等を作成配布し防災知識の幅広い普及を図る。</td> </tr> <tr> <td>映画、研修会、講演会等による普及</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>}</td> <td>}</td> </tr> <tr> <td>県ホームページ、アプリ「静岡県防災」による普及</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 普及すべき内容（略）</p> <p>3 市の実施事項</p> <p>(1) 市職員等に対する教育（略）</p> <p>(2) 児童・生徒等に対する教育（略）</p> <p>(3) 市民に対する防災思想の普及（略）</p>		区 分	内 容	学校教育、社会教育を通じての普及	（略）	<u>広報紙</u> 、インターネット、ラジオ、テレビ、新聞、印刷物等による普及	市民等に対し、 <u>広報紙</u> 、インターネット、ラジオ、テレビ、新聞等の広報媒体を通じ、また、印刷物等を作成配布し防災知識の幅広い普及を図る。	映画、研修会、講演会等による普及	（略）	}	}	県ホームページ、アプリ「静岡県防災」による普及	（略）	<p>第2節 防災資機材整備計画（略）</p> <p>第3節 防災知識の普及計画（略）</p> <p>1 普及方法（略）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区 分</th> <th style="width: 80%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校教育、社会教育を通じての普及</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>インターネット、ラジオ、テレビ、新聞、印刷物等による普及</td> <td>市民等に対し、インターネット、ラジオ、テレビ、新聞等の広報媒体を通じ、また、印刷物等を作成配布し防災知識の幅広い普及を図る。</td> </tr> <tr> <td>映画、研修会、講演会等による普及</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>}</td> <td>}</td> </tr> <tr> <td>県ホームページ、アプリ「静岡県防災」による普及</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 普及すべき内容（略）</p> <p>3 市の実施事項</p> <p>(1) 市職員等に対する教育（略）</p> <p>(2) 児童・生徒等に対する教育（略）</p> <p>(3) 市民に対する防災思想の普及（略）</p>		区 分	内 容	学校教育、社会教育を通じての普及	（略）	インターネット、ラジオ、テレビ、新聞、印刷物等による普及	市民等に対し、インターネット、ラジオ、テレビ、新聞等の広報媒体を通じ、また、印刷物等を作成配布し防災知識の幅広い普及を図る。	映画、研修会、講演会等による普及	（略）	}	}	県ホームページ、アプリ「静岡県防災」による普及	（略）
区 分	内 容																										
学校教育、社会教育を通じての普及	（略）																										
<u>広報紙</u> 、インターネット、ラジオ、テレビ、新聞、印刷物等による普及	市民等に対し、 <u>広報紙</u> 、インターネット、ラジオ、テレビ、新聞等の広報媒体を通じ、また、印刷物等を作成配布し防災知識の幅広い普及を図る。																										
映画、研修会、講演会等による普及	（略）																										
}	}																										
県ホームページ、アプリ「静岡県防災」による普及	（略）																										
区 分	内 容																										
学校教育、社会教育を通じての普及	（略）																										
インターネット、ラジオ、テレビ、新聞、印刷物等による普及	市民等に対し、インターネット、ラジオ、テレビ、新聞等の広報媒体を通じ、また、印刷物等を作成配布し防災知識の幅広い普及を図る。																										
映画、研修会、講演会等による普及	（略）																										
}	}																										
県ホームページ、アプリ「静岡県防災」による普及	（略）																										

新		旧	
区分	内容	区分	内容
一般的な啓発	啓発内容 (略)	一般的な啓発	啓発内容 (略)
	手段・方法 ア パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、 DVD 及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、県と協力して普及を図る。 イ (略)		手段・方法 ア パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、 ビデオテープ 及び報道機関等の媒体や防災士等の専門的知識を有する人材を活用し、地域の実情に合わせたより具体的な手法により、県と協力して普及を図る。 イ (略)
社会教育を通じた啓発	(略)	社会教育を通じた啓発	(略)
}	}	}	}
相談窓口等	(略)	相談窓口等	(略)
4 防災関係機関 (略)		4 防災関係機関 (略)	
第4節 防災訓練 (略)		第4節 防災訓練 (略)	
第5節 住民の避難体制 (略)		第5節 住民の避難体制 (略)	
1 避難地・避難路の周知啓発 (略)		1 避難地・避難路の周知啓発 (略)	
2 避難地・避難路の安全性の向上 (略)		2 避難地・避難路の安全性の向上 (略)	
市は、 地域の特性に応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努めるものとする。また、 市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者(※1)にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。		市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者(※1)にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) (略)		(2) (略)	
(※) (略)		(※) (略)	
3 避難所の指定、整備		3 避難所の指定、整備	
(1) 避難所の指定 (略)		(1) 避難所の指定 (略)	

新	旧
<p>① 市は、できるだけ浸水や土砂崩落の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多彩な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 市は、避難所の施設について、良好な生活環境を確保するために、以下の項目に努める。また県はこれらの対策を支援するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努める。 ・<u>貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。</u> ・避難者による災害情報の入手に資するラジオ等の機器の整備を図る。 ・特に、トイレ(衛生)、キッチン(食事)、睡眠(ベッド)に関する環境の向上が重要であることから、これらの環境改善に努める。 ・停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 ・感染症対策について、平常時から避難所のレイアウトや動線等を確認しておく。 ・感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機管理課と健康づくり課が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。 ・静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。 <p>⑤ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、簡易ベッド又は段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(2) 2次避難所の整備 (略)</p>	<p>① 市は、できるだけ浸水や土砂崩落の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルスを含む</u>感染症対策等を踏まえその管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人数等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多彩な手段の整備に努めるものとする。</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 市は、避難所の施設について、良好な生活環境を確保するために、以下の項目に努める。また県はこれらの対策を支援するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、換気、照明等の設備の整備に努める。 ・<u>(新設)</u> ・避難者による災害情報の入手に資するラジオ等の機器の整備を図る。 ・特に、<u>良好な生活環境確保のためには</u>トイレ(衛生)、キッチン(食事)、睡眠(ベッド)に関する環境の向上が重要であることから、これらの環境改善に努める。 ・停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。 ・<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策について、平常時から避難所のレイアウトや動線等を確認しておく。 ・感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機管理課と健康づくり課が連携して、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。 ・静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。 <p>⑤ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、マスク、消毒液、簡易ベッド又は段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(2) 2次避難所の整備 (略)</p>
<p>4 避難地、避難所等の施設管理</p> <p>(1) 市</p>	<p>4 避難地、避難所等の施設管理</p> <p>(1) 市</p>

新	旧
<p>市は、島田市避難所運営マニュアルに基づき、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等による主体的な避難所運営を促進するように努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>① 避難所の管理者不在時の開設体制 ② 避難所へ現地避難地班職員の派遣 ③ 災害対策本部との連絡体制 ④ 自主防災組織、施設管理者との協力体制</p> <p>また、避難地の管理条件等については、指定緊急避難場所の指定に関する手引き(内閣府)を参考とする。</p> <p><u>なお、市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。</u></p> <p>(2) 学校、病院等の施設管理者(略)</p> <p>(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者(略)</p> <p>5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発</p> <p>(1) ㄱ (略)</p> <p>(5)</p> <p>(6) 県は、<u>新型インフルエンザ等感染症(※)の濃厚接触者及び患者等のうち、宿泊・自宅療養者・高齢者施設での療養者等</u>の被災に備えて、平常時から、市危機管理課と必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応(避難先の確保、避難方法、避難先での対応等)について調整し、連携して対応するよう努めるものとする。</p> <p><u>※新型インフルエンザ等感染症：感染症法の類型の一つで、新型インフルエンザや再興型インフルエンザなどがある。なお、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。)は令和5年5月8日に5類感染症に移行しているため含まれない。</u></p> <p>第6節 自主防災組織等の育成(略)</p> <p>第7節 事業所等の自主的な防災活動(略)</p>	<p>市は、島田市避難所運営マニュアルに基づき、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等による主体的な避難所運営を促進するように努める。特に、夏季には熱中症の危険が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</p> <p>① 避難所の管理者不在時の開設体制 ② 避難所へ現地避難地班職員の派遣 ③ 災害対策本部との連絡体制 ④ 自主防災組織、施設管理者との協力体制</p> <p>また、避難地の管理条件等については、指定緊急避難場所の指定に関する手引き(内閣府)を参考とする。</p> <p>(2) 学校、病院等の施設管理者(略)</p> <p>(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者(略)</p> <p>5 避難情報と住民がとるべき行動(安全確保措置)の周知・啓発</p> <p>(1) ㄱ (略)</p> <p>(5)</p> <p>(6) 県は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等</u>の被災に備えて、平常時から、市危機管理課と必要な情報を共有するとともに、災害時の避難対応(避難先の確保、避難方法、避難先での対応等)について調整し、連携して対応するよう努めるものとする。</p> <p>第6節 自主防災組織等の育成(略)</p> <p>第7節 事業所等の自主的な防災活動(略)</p>

新	旧																																				
<p>第8節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（略）</p> <p>第9節 ボランティア活動に関する計画</p> <p><u>市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びボランティア協会等のNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の強化を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その環境整備を図るものとする。</u></p> <p>第10節 要配慮者支援計画（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者の支援体制</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者の把握</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者名簿</td> <td>(1) （略） (2) （略） <u>(3) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者名簿の提供</td> <td>(1) 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防署、警察署、民生委員・児童委員、<u>NPO</u>、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難支援・安否確認体制の整備を図る。ただし、現に災害が発生、又は、発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。 (2) （略）</td> </tr> <tr> <td>個別計画の作成</td> <td>（略） (1) ｝（略） (4) <u>(5) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></td> </tr> <tr> <td>防災訓練</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>｝</td> <td>｝</td> </tr> <tr> <td>観光客の安全確保</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	要配慮者の支援体制	（略）	避難行動要支援者の把握	（略）	避難行動要支援者名簿	(1) （略） (2) （略） <u>(3) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u>	避難行動要支援者名簿の提供	(1) 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防署、警察署、民生委員・児童委員、 <u>NPO</u> 、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難支援・安否確認体制の整備を図る。ただし、現に災害が発生、又は、発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。 (2) （略）	個別計画の作成	（略） (1) ｝（略） (4) <u>(5) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u>	防災訓練	（略）	｝	｝	観光客の安全確保	（略）	<p>第8節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（略）</p> <p>第9節 ボランティア活動に関する計画</p> <p>第10節 要配慮者支援計画（略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要配慮者の支援体制</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者の把握</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者名簿</td> <td>(1) （略） (2) （略） <u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>避難行動要支援者名簿の提供</td> <td>(1) 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防署、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難支援・安否確認体制の整備を図る。ただし、現に災害が発生、又は、発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。 (2) （略）</td> </tr> <tr> <td>個別計画の作成</td> <td>（略） (1) ｝（略） (4) <u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>防災訓練</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>｝</td> <td>｝</td> </tr> <tr> <td>観光客の安全確保</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	要配慮者の支援体制	（略）	避難行動要支援者の把握	（略）	避難行動要支援者名簿	(1) （略） (2) （略） <u>(新設)</u>	避難行動要支援者名簿の提供	(1) 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防署、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難支援・安否確認体制の整備を図る。ただし、現に災害が発生、又は、発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。 (2) （略）	個別計画の作成	（略） (1) ｝（略） (4) <u>(新設)</u>	防災訓練	（略）	｝	｝	観光客の安全確保	（略）
区 分	内 容																																				
要配慮者の支援体制	（略）																																				
避難行動要支援者の把握	（略）																																				
避難行動要支援者名簿	(1) （略） (2) （略） <u>(3) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u>																																				
避難行動要支援者名簿の提供	(1) 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防署、警察署、民生委員・児童委員、 <u>NPO</u> 、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難支援・安否確認体制の整備を図る。ただし、現に災害が発生、又は、発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。 (2) （略）																																				
個別計画の作成	（略） (1) ｝（略） (4) <u>(5) 市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u>																																				
防災訓練	（略）																																				
｝	｝																																				
観光客の安全確保	（略）																																				
区 分	内 容																																				
要配慮者の支援体制	（略）																																				
避難行動要支援者の把握	（略）																																				
避難行動要支援者名簿	(1) （略） (2) （略） <u>(新設)</u>																																				
避難行動要支援者名簿の提供	(1) 市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、消防署、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する避難支援・安否確認体制の整備を図る。ただし、現に災害が発生、又は、発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。 (2) （略）																																				
個別計画の作成	（略） (1) ｝（略） (4) <u>(新設)</u>																																				
防災訓練	（略）																																				
｝	｝																																				
観光客の安全確保	（略）																																				

新		旧	
要配慮者利用施設における避難確保措置等	<p>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、<u>訓練を実施</u>するものとする。</p> <p>また、市は、施設管理者に対し、法令に基づく要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の提出を求めるとともに、避難訓練の実施状況等について、定期的に確認し必要な支援を行うよう努めるものとする。</p>	要配慮者利用施設における避難確保措置等	<p>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。</p> <p>また、市は、施設管理者に対し、法令に基づく要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の提出を求めるとともに、避難訓練の実施状況等について、定期的に確認し必要な支援を行うよう努めるものとする。</p>
第 11 節 救助・救急活動に関する計画		第 11 節 救助・救急活動に関する計画	
区分	内容	区分	内容
救助隊及び救急隊の整備	(略)	救助隊及び救急隊の整備	(略)
<u>保健医療福祉調整本部の総合調整</u>	<u>市及び県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
第 12 節 応急住宅・災害廃棄物処理		第 12 節 応急住宅・災害廃棄物処理	
区分	内容	区分	内容
応急住宅	建設型応急住宅	(略)	(略)
	賃貸型応急住宅	(略)	(略)
	公営住宅	(略)	(略)
災害廃棄物処理	<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 市は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</u></p>	災害廃棄物処理	<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>
第 13 節 { (略)		第 13 節 { (略)	
第 17 節		第 17 節	
第 18 節 災害に強いまちづくり		第 18 節 災害に強いまちづくり	
1 { (略)		1 { (略)	
4		4	

新	旧																								
<p><u>5 市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p> <p><u>6 市は、発災後に迅速かつ円滑な復興まちづくりを進めるため、平時から復興の課題を想定し、住民合意のもと、発災後のまちづくりの方向性や進め方を定めた「事前都市復興計画」の策定に努めるものとする。</u></p> <p>第3章 災害応急対策計画（略）</p> <p>第1節 総則（略）</p> <p>第2節 組織計画（略）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">組織名等</th> <th style="text-align: center;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島田市防災会議</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>島田市災害対策本部</td> <td>(1) (略) (2) 設置及び運営は、次のとおり。 ア (略) イ 災害対策本部の設置場所は、<u>島田市役所</u>大会議室及び災害対策室とする。 ウ (略)</td> </tr> <tr> <td>島田市水防会議</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>島田市水防本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 動員・応援・受援計画（略）</p> <p>1 動員の実施基準（略）</p> <p>2 動員の実施方法（略）</p> <p>3 応援職員受入態勢の確立（略）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	組織名等	概 要	島田市防災会議	(略)	島田市災害対策本部	(1) (略) (2) 設置及び運営は、次のとおり。 ア (略) イ 災害対策本部の設置場所は、 <u>島田市役所</u> 大会議室及び災害対策室とする。 ウ (略)	島田市水防会議	(略)	島田市水防本部	(略)	その他	(略)	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第3章 災害応急対策計画（略）</p> <p>第1節 総則（略）</p> <p>第2節 組織計画（略）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">組織名等</th> <th style="text-align: center;">概 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島田市防災会議</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>島田市災害対策本部</td> <td>(1) (略) (2) 設置及び運営は、次のとおり。 ア (略) イ 災害対策本部の設置場所は、<u>市民総合施設プラザおおるり</u>大会議室及び災害対策室とする。 ウ (略)</td> </tr> <tr> <td>島田市水防会議</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>島田市水防本部</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3節 動員・応援・受援計画（略）</p> <p>1 動員の実施基準（略）</p> <p>2 動員の実施方法（略）</p> <p>3 応援職員受入態勢の確立（略）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	組織名等	概 要	島田市防災会議	(略)	島田市災害対策本部	(1) (略) (2) 設置及び運営は、次のとおり。 ア (略) イ 災害対策本部の設置場所は、 <u>市民総合施設プラザおおるり</u> 大会議室及び災害対策室とする。 ウ (略)	島田市水防会議	(略)	島田市水防本部	(略)	その他	(略)
組織名等	概 要																								
島田市防災会議	(略)																								
島田市災害対策本部	(1) (略) (2) 設置及び運営は、次のとおり。 ア (略) イ 災害対策本部の設置場所は、 <u>島田市役所</u> 大会議室及び災害対策室とする。 ウ (略)																								
島田市水防会議	(略)																								
島田市水防本部	(略)																								
その他	(略)																								
組織名等	概 要																								
島田市防災会議	(略)																								
島田市災害対策本部	(1) (略) (2) 設置及び運営は、次のとおり。 ア (略) イ 災害対策本部の設置場所は、 <u>市民総合施設プラザおおるり</u> 大会議室及び災害対策室とする。 ウ (略)																								
島田市水防会議	(略)																								
島田市水防本部	(略)																								
その他	(略)																								

新	旧												
<p>(3) 市及び県は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 市職員の応援について</p> <p>(1) 救助作業隊</p> <p>市及び県は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p>(2) 技術職員</p> <p>市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p><u>また、市及び県は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。</u></p> <p>5 富士山静岡空港の活用 (略)</p> <p>第4節 通信情報計画 (略)</p> <p>第5節 災害広報計画 (略)</p> <p>1 広報の内容等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報事項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>報道機関に対する協力等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	広報事項	(略)	報道機関に対する協力等	(略)	<p>(3) 市及び県は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>(4) (略)</p> <p>4 市職員の応援について</p> <p>(1) 救助作業隊</p> <p>市及び県は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。なお、<u>新型コロナウイルス感染症を含む</u>感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p>(2) 技術職員</p> <p>市及び県は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</p> <p>5 富士山静岡空港の活用 (略)</p> <p>第4節 通信情報計画 (略)</p> <p>第5節 災害広報計画 (略)</p> <p>1 広報の内容等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報事項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>報道機関に対する協力等</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	広報事項	(略)	報道機関に対する協力等	(略)
区 分	内 容												
広報事項	(略)												
報道機関に対する協力等	(略)												
区 分	内 容												
広報事項	(略)												
報道機関に対する協力等	(略)												

新			旧			
広報実施方法	(略)		(略)		(略)	
	庁内	印刷媒体	広報しまだ、ポスター、チラシ類		印刷媒体	広報しまだ、災害記録写真、ポスター、チラシ類
		視聴覚媒体	同時通報用無線、防災メール配信システム、インターネット(県・市の公式ホームページ)、県・市の公式SNS等、緊急速報メール、ケーブルテレビ、災害時情報共有システム(Lアラート)		ラジオ	NHK、SBS(静岡放送)、K-MIX(静岡エフエム放送)、g-sky(FM島田)
		その他	・市所有の広報車両による被災地に対する現地広報 ・自治会を通じての電話連絡 など		テレビ	NHK、SBS(静岡放送)、SUT(テレビ静岡)、SATV(静岡朝日テレビ)、SDT(静岡第一テレビ)
	庁外	印刷媒体	新聞		同時通報用無線、防災メール配信システム、インターネット(県・市の公式ホームページ、県・市のTwitter、Facebook等)、LINE、メールマガジン、緊急速報メール、ケーブルテレビ、災害時情報共有システム(Lアラート)	
視聴覚媒体		FM島田、その他テレビ・ラジオ		広報車による広報	被災地に対して現地広報を行う場合には、市所有の広報車両にて実施する。	
			その他	自治会を通じての電話連絡等		
県との連携	(略)		県との連携	(略)		
外部機関との連携等	(略)		外部機関との連携等	(略)		
被災者の安否に関する情報等の提供	(略)		被災者の安否に関する情報等の提供	(略)		
2 経費負担 (略)			2 経費負担 (略)			
3 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法 (略)			3 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法 (略)			
情報源	情報内容		情報源	情報内容		
ラジオ、テレビ、インターネット	地震情報等、交通機関運行状況等		ラジオ、テレビ、インターネット	地震情報等、交通機関運行状況等		
<u>県のホームページ</u> 、防災メール配信システム	主として市域内又は県の情報、指示、指導等		<u>県、市のホームページ</u> 、LINE、防災メール配信システム	主として市域内又は県の情報、指示、指導等		
静岡県防災、 <u>県X(旧twitter)</u> 、 <u>県</u> Facebook	ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)を介した避難情報等、県災害対策本部からの指示、指導等		静岡県防災、 <u>twitter</u> 、Facebook	ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)を介した避難情報等、県災害対策本部からの指示、指導等		
同時通報用無線、FM島田、 <u>市のホームページ</u> 、 <u>市公式SNS</u> 、広報車	主として市域内の情報、指示、指導等		同時通報用無線、FM島田、広報車	主として市域内の情報、指示、指導等		
自主防災組織を通じての連絡	主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等		自主防災組織を通じての連絡	主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等		
第6節 災害救助法の適用計画 (略)			第6節 災害救助法の適用計画 (略)			

新				旧			
第7節 避難救出計画				第7節 避難救出計画			
1 避難誘導（略）				1 避難誘導（略）			
(1) 高齢者等避難(警戒レベル3)、避難指示(警戒レベル4)、緊急安全確保（略）				(1) 高齢者等避難(警戒レベル3)、避難指示(警戒レベル4)、緊急安全確保（略）			
① 避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動				① 避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動			
警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動	警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報(警戒レベル相当情報)	住民等がとるべき行動
警戒レベル1	(略)	(略)	(略)	警戒レベル1	(略)	(略)	(略)
}	}	}	}	}	}	}	}
警戒レベル4	(略)	(略)	(略)	警戒レベル4	(略)	(略)	(略)
警戒レベル5	緊急安全確保(市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報 ・ (大雨特別警報(浸水害)※2 ・ (大雨特別警報(土砂災害)※2 ・ <u>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)(災害切迫)</u> ・ <u>土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)(災害切迫)</u> ・ <u>浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)(災害切迫)</u> 	(略)	警戒レベル5	緊急安全確保(市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氾濫発生情報 ・ (大雨特別警報(浸水害)※2 ・ (大雨特別警報(土砂災害)※2 	(略)
注1 } (略)				注1 } (略)			
注6				注6			
② 実施者（略）				② 実施者（略）			
(2) } (略)				(2) } (略)			
(4)				(4)			

新	旧
<p>2 被災者の救助（略）</p> <p>3 避難地への避難誘導・運営（略）</p> <p>4 避難所の開設・運営等（略）</p> <p>(1) 避難所の開設（略）</p> <p>(2) 避難所の管理、運営（略）</p> <p>① 避難受入れの対象者（略）</p> <p>② 避難所の管理、運営の留意点（略）</p> <p>ア イ ロ ハ ニ ホ ヘ ケ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施</p> <p>ク コ サ セ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること</p> <p>チ（略）</p> <p>ツ 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の危機管理課と健康づくり課、保健所等関係機関が連携した感染症対策として必要な措置の実施</p> <p>(3) 避難所の早期解消のための取組等（略）</p> <p>5 イ ロ ハ ニ ホ ヘ ケ コ サ セ チ ツ ニ ホ ヘ ケ コ サ セ チ ツ</p> <p>8 広域避難・広域一時滞在</p>	<p>2 被災者の救助（略）</p> <p>3 避難地への避難誘導・運営（略）</p> <p>4 避難所の開設・運営等（略）</p> <p>(1) 避難所の開設（略）</p> <p>(2) 避難所の管理、運営（略）</p> <p>① 避難受入れの対象者（略）</p> <p>② 避難所の管理、運営の留意点（略）</p> <p>ア イ ロ ハ ニ ホ ヘ ケ 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施</p> <p>ク コ サ セ 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めること</p> <p>チ（略）</p> <p>ツ 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合の危機管理課と健康づくり課、保健所等関係機関が連携した感染症対策として必要な措置の実施及び自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮した健康づくり課から危機管理課への避難所運営に必要な情報の共有</p> <p>(3) 避難所の早期解消のための取組等（略）</p> <p>5 イ ロ ハ ニ ホ ヘ ケ コ サ セ チ ツ ニ ホ ヘ ケ コ サ セ チ ツ</p> <p>8 広域避難・広域一時滞在</p>

新	旧																																		
<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 市は、計画上、富士市等からの広域避難者の受け入れることとしている。ローズアリーナを一時集結地とし、その後、市の2次・3次指定避難所等で受け入れることとしている。</p> <p>(略)</p> <p>(4)</p> <p>〽 (略)</p> <p>(6)</p> <p>第8節</p> <p>〽 (略)</p> <p>第11節</p> <p>第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 (略)</p> <p>4 災害救助法に基づく実施事項</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>なお、富士山の噴火に係る広域避難については、県、避難実施市町及び避難受入市町が行う事項を「富士山火山広域避難計画」(富士山火山防災対策協議会作成)に定めていることから、関係市町は同計画を踏まえ、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。</u></p> <p>市は、計画上、富士市等からの広域避難者の受け入れることとしている。ローズアリーナを一時集結地とし、その後、市の2次・3次指定避難所等で受け入れることとしている。</p> <p>(略)</p> <p>(4)</p> <p>〽 (略)</p> <p>(6)</p> <p>第8節</p> <p>〽 (略)</p> <p>第11節</p> <p>第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画 (略)</p> <p>4 災害救助法に基づく実施事項</p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">応急仮設住宅設置</td> <td>入居対象者</td> <td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者</td> </tr> <tr> <td>規模及び費用</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>整備開始期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅応急修理</td> <td>修理対象者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>規模及び経費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>修理期間</td> <td>災害発生の日から <u>3か月</u> 以内ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容		応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	規模及び費用	(略)	整備開始期間	(略)	住宅応急修理	修理対象者	(略)	規模及び経費	(略)	修理期間	災害発生の日から <u>3か月</u> 以内ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">応急仮設住宅設置</td> <td>入居対象者</td> <td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者 <u>又は、住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に居住することが困難であり、かつ、応急修理の期間が災害の発生の日から1か月を超えると見込まれる者 (内閣府との事前協議必要)</u></td> </tr> <tr> <td>規模及び費用</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>整備開始期間</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">住宅応急修理</td> <td>修理対象者</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>規模及び経費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>修理期間</td> <td>災害発生の日から <u>1か月</u> 以内ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容		応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者 <u>又は、住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に居住することが困難であり、かつ、応急修理の期間が災害の発生の日から1か月を超えると見込まれる者 (内閣府との事前協議必要)</u>	規模及び費用	(略)	整備開始期間	(略)	住宅応急修理	修理対象者	(略)	規模及び経費	(略)	修理期間	災害発生の日から <u>1か月</u> 以内ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内。
区 分	内 容																																		
応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者																																	
	規模及び費用	(略)																																	
	整備開始期間	(略)																																	
住宅応急修理	修理対象者	(略)																																	
	規模及び経費	(略)																																	
	修理期間	災害発生の日から <u>3か月</u> 以内ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内。																																	
区 分	内 容																																		
応急仮設住宅設置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者 <u>又は、住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に居住することが困難であり、かつ、応急修理の期間が災害の発生の日から1か月を超えると見込まれる者 (内閣府との事前協議必要)</u>																																	
	規模及び費用	(略)																																	
	整備開始期間	(略)																																	
住宅応急修理	修理対象者	(略)																																	
	規模及び経費	(略)																																	
	修理期間	災害発生の日から <u>1か月</u> 以内ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内。																																	

新	旧
<p>5 実施方法 〉 (略)</p> <p>9 非常災害時における特例</p> <p>第13節 医療・助産計画 (略)</p> <p>1 基本方針 (1) 〉 (略) (11) <u>(12) 県は、災害派遣医療チーム (DMAT) による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム (DMAT) 活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム (JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム (JDAT)、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</u> <u>(13) 県は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の保健医療福祉調整本部及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) の応援派遣を行うものとする。</u></p> <p>2 〉 (略)</p> <p>8</p> <p>第14節 防疫計画 (略)</p> <p>1 市の実施事項及び県への要請事項 (略)</p> <p>2 衛生班の実施方法 (略)</p> <p>3 県民及び自主防災組織の実施事項 飲食物の衛生に注意して <u>食中毒及び関連する感染症</u> の発生を防止する。</p> <p>4 関係団体の実施事項 飲食物に起因する <u>食中毒及び関連する感染症</u> の発生防止について、市及び県から要請があった場合は、積極的に協力を行う。</p>	<p>5 実施方法 〉 (略)</p> <p>9 非常災害時における特例</p> <p>第13節 医療・助産計画 (略)</p> <p>1 基本方針 (1) 〉 (略) (11) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 〉 (略)</p> <p>8</p> <p>第14節 防疫計画 (略)</p> <p>1 市の実施事項及び県への要請事項 (略)</p> <p>2 衛生班の実施方法 (略)</p> <p>3 県民及び自主防災組織の実施事項 飲食物の衛生に注意して <u>感染症及び食中毒</u> の発生を防止する。</p> <p>4 関係団体の実施事項 飲食物に起因する <u>感染症及び食中毒</u> の発生防止について、市及び県から要請があった場合は、積極的に協力を行う。</p>

新	旧																				
<p>5 その他（略）</p> <p>第15節 （略）</p> <p>第18節</p> <p>第19節 輸送計画 災害時における応急対策従事者及び救援物資の輸送を円滑に処理するため、輸送の万全を期する。 災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。 市及び県は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>5</p> <p>第20節 交通応急対策計画（略）</p> <p>1 陸上交通の確保（略）</p> <p>2 航空交通の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急態勢の確立</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>空港機能確保の措置</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>緊急用務空域指定の依頼</td> <td>県災害対策本部内に設置される航空運用調整班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	応急態勢の確立	（略）	（略）	（略）	空港機能確保の措置	（略）	緊急用務空域指定の依頼	県災害対策本部内に設置される航空運用調整班は、 輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から 災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものと し 、また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。	<p>5 その他（略）</p> <p>第15節 （略）</p> <p>第18節</p> <p>第19節 輸送計画 災害時における応急対策従事者及び救護物資の輸送を円滑に処理するため、輸送の万全を期する。 災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。 緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市及び県は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。 市及び県は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。</p> <p>1 （略）</p> <p>5</p> <p>第20節 交通応急対策計画（略）</p> <p>1 陸上交通の確保（略）</p> <p>2 航空交通の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応急態勢の確立</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>（略）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>空港機能確保の措置</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>緊急用務空域指定の依頼</td> <td>県災害対策本部内に設置される航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	応急態勢の確立	（略）	（略）	（略）	空港機能確保の措置	（略）	緊急用務空域指定の依頼	県災害対策本部内に設置される航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものと する 。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。
区 分	内 容																				
応急態勢の確立	（略）																				
（略）	（略）																				
空港機能確保の措置	（略）																				
緊急用務空域指定の依頼	県災害対策本部内に設置される航空運用調整班は、 輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から 災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものと し 、また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。																				
区 分	内 容																				
応急態勢の確立	（略）																				
（略）	（略）																				
空港機能確保の措置	（略）																				
緊急用務空域指定の依頼	県災害対策本部内に設置される航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものと する 。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。																				

新		旧		
3 (略)		3 (略)		
4 (略)		4 (略)		
第21節 応急教育計画 (略)		第21節 応急教育計画 (略)		
1 基本方針		1 基本方針		
(1) (略)		(1) (略)		
(2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市、市教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。		(2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市、市教育委員会又は県立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。 <u>なお、災害救助法に基づく教科書、学用品等の給与に関する措置は、共通対策編による。</u>		
(3) (略)		(3) (略)		
(4) (略)		(4) (略)		
2		2		
) (略)) (略)		
6		6		
第22節 社会福祉計画 (略)		第22節 社会福祉計画 (略)		
1 基本方針 (略)		1 基本方針 (略)		
2 実施事項		2 実施事項		
区分	内容	区分	内容	
り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急対策	(略)	り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急対策	(略)	
り災低所得者に対する生活保護の適用	(略)	り災低所得者に対する生活保護の適用	(略)	
り災者の生活相談	実施機関	(略)	実施機関	(略)
	相談種目	(略)	相談種目	(略)
	協力機関	県、社会福祉協議会(市・県)、静岡県災害対策士業連絡会、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、 <u>日本司法支援センター 静岡地方事務所 (法テラス静岡)</u> 、その他関係機関	協力機関	県、社会福祉協議会(市・県)、静岡県災害対策士業連絡会、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関

新		旧													
り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け	(略)	り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け	(略)												
}	}	}	}												
義援品の受け入れ	(略)	義援品の受け入れ	(略)												
<p>第23節 } (略)</p> <p>第26節</p> <p>第27節 ボランティア活動支援計画 (略)</p> <p>市及び県は、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、島田市社会福祉協議会(以下「島田市社協」という。)、静岡県社会福祉協議会や静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながら、ボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報を島田市社協等に的確に提供する。</p> <p>1 市の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政・島田市社協・ボランティア(NPO)等の三者連携</td> <td>市は、国及び県とともに、災害ボランティアの活動環境として、行政、島田市社協、ボランティア(NPO)等の三者で連携するとともに、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</td> </tr> <tr> <td>市災害ボランティアセンターの設置及び運用</td> <td>(1) 市は、災害ボランティアの必要性に応じて、あらかじめ定めた災害対策本部を設置した場合、プラザおおりに島田市社協と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市災害ボランティアセンターを設置する。 (2) 市災害ボランティアセンターは、島田市社協職員等で構成し、運営する。 (3) (略)</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	内 容	行政・ 島田市社協 ・ ボランティア(NPO) 等の三者連携	市は、国及び県とともに、 災害 ボランティアの活動環境として、行政、 島田市社協 、 ボランティア(NPO) 等の三者で連携するとともに、 災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、 平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における 災害 ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、 災害 ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	市災害ボランティアセンターの設置及び運用	(1) 市は、災害ボランティアの必要性に応じて、あらかじめ定めた災害対策本部を設置した場合、プラザおおりに 島田市社協 と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市災害ボランティアセンターを設置する。 (2) 市災害ボランティアセンターは、 島田市社協職員 等で構成し、運営する。 (3) (略)	<p>第23節 } (略)</p> <p>第26節</p> <p>第 27 節 ボランティア活動支援計画 (略)</p> <p>市及び県は、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、(福)静岡県社会福祉協議会や静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながら、ボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。</p> <p>1 市の実施事項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>行政・NPO・ボランティア等の三者連携</td> <td>市は、国及び県とともに、防災ボランティアの活動環境として、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</td> </tr> <tr> <td>市災害ボランティアセンターの設置及び運用</td> <td>(1) 市は、災害ボランティアの必要性に応じて、あらかじめ定めた災害対策本部を設置した場合、プラザおおりに市社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市災害ボランティアセンターを設置する。 (2) 市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会ボランティアセンターの職員及び災害ボランティア・コーディネーター等で構成し、運営する。 (3) (略)</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	内 容	行政・NPO・ボランティア等の三者連携	市は、国及び県とともに、 防災 ボランティアの活動環境として、行政、 NPO 、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における 防災 ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、 防災 ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	市災害ボランティアセンターの設置及び運用	(1) 市は、災害ボランティアの必要性に応じて、あらかじめ定めた災害対策本部を設置した場合、プラザおおりに 市社会福祉協議会等 と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市災害ボランティアセンターを設置する。 (2) 市災害ボランティアセンターは、 市社会福祉協議会ボランティアセンターの職員及び災害ボランティア・コーディネーター 等で構成し、運営する。 (3) (略)
区 分	内 容														
行政・ 島田市社協 ・ ボランティア(NPO) 等の三者連携	市は、国及び県とともに、 災害 ボランティアの活動環境として、行政、 島田市社協 、 ボランティア(NPO) 等の三者で連携するとともに、 災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。また、 平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における 災害 ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、 災害 ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。														
市災害ボランティアセンターの設置及び運用	(1) 市は、災害ボランティアの必要性に応じて、あらかじめ定めた災害対策本部を設置した場合、プラザおおりに 島田市社協 と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市災害ボランティアセンターを設置する。 (2) 市災害ボランティアセンターは、 島田市社協職員 等で構成し、運営する。 (3) (略)														
区 分	内 容														
行政・NPO・ボランティア等の三者連携	市は、国及び県とともに、 防災 ボランティアの活動環境として、行政、 NPO 、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における 防災 ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、 防災 ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。														
市災害ボランティアセンターの設置及び運用	(1) 市は、災害ボランティアの必要性に応じて、あらかじめ定めた災害対策本部を設置した場合、プラザおおりに 市社会福祉協議会等 と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行う市災害ボランティアセンターを設置する。 (2) 市災害ボランティアセンターは、 市社会福祉協議会ボランティアセンターの職員及び災害ボランティア・コーディネーター 等で構成し、運営する。 (3) (略)														

新		旧				
ボランティア活動拠点の設置	(1) 市は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、 島田市社協職員 等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。 (2) (略)	ボランティア活動拠点の設置	(1) 市は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、 災害ボランティア・コーディネーター 等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。 (2) (略)			
ボランティア団体等に対する情報の提供	(略)	ボランティア団体等に対する情報の提供	(略)			
ボランティア活動資機材の提供	(略)	ボランティア活動資機材の提供	(略)			
2 県の実施事項 (略)		2 県の実施事項 (略)				
第 28 節 自衛隊派遣要請の要求計画 (略)		第 28 節 自衛隊派遣要請の要求計画 (略)				
1 災害派遣要請の範囲 (略)		1 災害派遣要請の範囲 (略)				
区分	内 容		区分	内 容		
要 請 要件	緊急性	(略)	要 請 要件	緊急性	(略)	
	公共性	(略)		要 請 内容	公共性	(略)
	非代替性	(略)			非代替性	(略)
被害状況の把握	(略)	被害状況の把握	(略)			
要 請 内容	避難の援助	(略)	要 請 内容	避難の援助	(略)	
	遭難者等の捜索救助			遭難者等の捜索救助		
	水防活動	(略)		水防活動	(略)	
	消防活動	(略)		消防活動	(略)	
	道路又は水路の啓開	(略)		道路又は水路の啓開	(略)	
	応急医療、救護及び防疫	(略)		応急医療、救護及び防疫	(略)	
	人員及び物資の緊急輸送	(略)		人員及び物資の緊急輸送	(略)	
	給食、給水及び入浴支援	被災者に対する 給食、給水及び入浴支援		炊飯及び給水支援	被災者に対する 炊飯及び給水	
	物資の無償貸付及び譲与	(略)		物資の無償貸付及び譲与	(略)	
	危険物の保安及び除去	(略)		危険物の保安及び除去	(略)	
	防災要員等の輸送			防災要員等の輸送		
	連絡幹部の派遣			連絡幹部の派遣		
	その他	(略)		その他	(略)	

新	旧								
<p>2 〉 (略) 6</p> <p>第29節 電力施設災害応急対策計画 〉 (略) 第32節 市有施設及び設備等の対策計画</p> <p>第4章 復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧計画 (略)</p> <p>第2節 激甚災害の指定 (略)</p> <p>第3節 被災者の生活再建支援</p> <p>1 災害弔慰金等の支給 (略)</p> <p>2 被災者の支援 <u>被災者が被災から速やかに生活再建できるよう、「総合相談窓口の設置」や「被災者台帳の整備」、「災害ケースマネジメント」の運用及び各種被災者支援に関する制度の運用について支援する。</u></p>	<p>2 〉 (略) 6</p> <p>第29節 電力施設災害応急対策計画 〉 (略) 第32節 市有施設及び設備等の対策計画</p> <p>第4章 復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧計画 (略)</p> <p>第2節 激甚災害の指定 (略)</p> <p>第3節 被災者の生活再建支援</p> <p>1 災害弔慰金等の支給 (略)</p> <p>2 被災者の援護 <u>被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の被災者の援護を行う。</u></p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="184 1197 338 1243">実施主体</th> <th data-bbox="338 1197 1472 1243">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="184 1243 338 1915">市</td> <td data-bbox="338 1243 1472 1915"> <p>被災状況の把握</p> <p>災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、<u>被災者台帳を作成することができるとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。</u></p> <p><u>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。</u></p> <p><u>県はこれらの体制整備及び発災時の市の被災者支援に関する活動を支援する。</u></p> <p><u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>(略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	市	<p>被災状況の把握</p> <p>災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、<u>被災者台帳を作成することができるとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。</u></p> <p><u>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。</u></p> <p><u>県はこれらの体制整備及び発災時の市の被災者支援に関する活動を支援する。</u></p> <p><u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1525 1197 1679 1243">実施主体</th> <th data-bbox="1679 1197 2828 1243">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1525 1243 1679 1915">市</td> <td data-bbox="1679 1243 2828 1915"> <p>被災状況の把握</p> <p>災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、<u>被災者台帳を作成することができる。</u></p> <p>(略)</p> </td> </tr> </tbody> </table>	実施主体	内 容	市	<p>被災状況の把握</p> <p>災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、<u>被災者台帳を作成することができる。</u></p> <p>(略)</p>
実施主体	内 容								
市	<p>被災状況の把握</p> <p>災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、<u>被災者台帳を作成することができるとともに、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の取組を行う。</u></p> <p><u>また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、「総合相談窓口」、「地域支え合いセンター」等の開設等、相談や見守りの機会を提供する。</u></p> <p><u>県はこれらの体制整備及び発災時の市の被災者支援に関する活動を支援する。</u></p> <p><u>被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>(略)</p>								
実施主体	内 容								
市	<p>被災状況の把握</p> <p>災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、必要があると認めるときは、<u>被災者台帳を作成することができる。</u></p> <p>(略)</p>								

新		旧	
	り災証明の交付 (略)		り災証明の交付 (略)
	く (略)		く (略)
	租税の減免等 (略)		租税の減免等 (略)
県	(略)	県	(略)
社会福祉協議会	(略)	社会福祉協議会	(略)
3 要配慮者の支援 (略)		3 要配慮者の支援 (略)	
第4節 風評被害の影響の軽減 (略)		第4節 風評被害の影響の軽減 (略)	

島田市地域防災計画(令和6年3月改定案)

新旧対照表

地震対策編

島田市防災会議

新	旧
<p>第1章 総則（略）</p> <p>第2章 平常時対策（略）</p> <p>第1節 防災思想の普及</p> <p>第3節 地震防災訓練の実施 （略）</p> <p>第4節 地震災害予防対策の推進</p> <p>地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。</p> <p>地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。</p> <p>市は、<u>令和5年度から令和14年度までの10年間の行動計画として、島田市地震対策アクションプログラム2013の後継となる島田市地震対策アクションプログラム2023を策定し、これまでの10年間の成果・課題を踏まえ、静岡県第4次地震被害想定で推計される犠牲者の更なる減少を図るための対策に加え、被災後の住民生活の健全化にも重点を置き、県内市町と連携して、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。</u></p> <p>首都直下地震地方緊急対策実施計画における対象区域は首都直下地震緊急対策区域に指定された市町とし、必要な対策の実施期間及び目標等については、静岡県地震・津波対策アクションプログラム2023が兼ねるものとする。</p> <p>業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。</p> <p>災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。</p> <p>1 緊急消防援助隊の受援体制 （略）</p> <p>17 文化財等の耐震対策</p> <p>第3章 地震防災施設緊急整備計画（略）</p> <p>第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応 （略）</p> <p>I （略）</p>	<p>第1章 総則（略）</p> <p>第2章 平常時対策（略）</p> <p>第1節 防災思想の普及</p> <p>第3節 地震防災訓練の実施 （略）</p> <p>第4節 地震災害予防対策の推進</p> <p>地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。</p> <p>地震による火災や建築物等の倒壊等による災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者を救出するための対策、被災後の生活を確保するための措置等平常時における予防対策を定める。</p> <p>市は、<u>第4次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するための新たな行動目標として策定した島田市地震対策アクションプログラム2013により、ハード・ソフトの両面からできる限り組み合わせて対策を推進する。また、その際、住民の参画を進め、国、県と連携し、効率的・効果的な地震対策を進める。</u></p> <p>首都直下地震地方緊急対策実施計画における対象区域は首都直下地震緊急対策区域に指定された市町とし、必要な対策の実施期間及び目標等については、静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013が兼ねるものとする。</p> <p>業務継続計画の策定などにより、業務継続性を図るものとする。また、実効性のある業務継続体制を確保するため、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の改訂などを行う。</p> <p>災害時に、地域において災害対策の拠点となる施設の整備に努めるものとする。</p> <p>1 緊急消防援助隊の受援体制 （略）</p> <p>17 文化財等の耐震対策</p> <p>第3章 地震防災施設緊急整備計画（略）</p> <p>第4章 南海トラフ地震臨時情報への対応 （略）</p> <p>I （略）</p>

新	旧
<p>II 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第1節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の伝達等</p> <p>市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、南海トラフ地震臨時情報対策本部体制をとり、事態の推移を踏まえ、以下のとおり、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行うものとする。</p> <p>関係所属における情報の収集・伝達に係る役割分担は、共通対策編 第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画及び地震対策編別紙 第1節 防災関係機関の活動に準ずる。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された後の周知</p> <p>市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項及び市の対応体制について周知するものとする。</p> <p>市は、地域住民及び自主防災組織に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p> <p>周知及び呼びかけの方法は、共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画及び地震対策編別紙 第2節 情報活動 第3節 広報活動に準ずる。</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 (略)</p>	<p>II 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第1節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の伝達等</p> <p>市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合、南海トラフ地震臨時情報対策本部体制をとり、事態の推移を踏まえ、以下のとおり、関係所属間で情報収集及び連絡活動を行うものとする。</p> <p>関係所属における情報の収集・伝達に係る役割分担は、共通対策編 第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画及び地震対策編第4-2章 地震防災応急対策 第1節 防災関係機関の活動に準ずる。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された後の周知</p> <p>市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項及び市の対応体制について周知するものとする。</p> <p>市は、地域住民及び自主防災組織に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p> <p>周知及び呼びかけの方法は、共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画及び地震対策編第4-2章 地震防災応急対策 第2節 情報活動 第3節 広報活動に準ずる。</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第4節 (略)</p>
<p>III 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第1節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の伝達、地震災害警戒本部等の設置等</p> <p>市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、島田市地震災害警戒本部条例(平成17年市条例第178号)及び島田市地震災害警戒本部設置運営要領(平成25年市長決裁)に基づき島田市地震災害警戒本部を設置し、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制をとるものとする。</p>	<p>III 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>第1節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の伝達、地震災害警戒本部等の設置等</p> <p>市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、島田市地震災害警戒本部条例(平成17年市条例第178号)及び島田市地震災害警戒本部設置運営要領(平成25年市長決裁)に基づき島田市地震災害警戒本部を設置し、全庁的な情報共有体制のもと、大規模な災害の発生に備える体制をとるものとする。</p>

新	旧																																
<p>市の情報共有体制、組織体制、情報伝達方法は、共通対策編 第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画及び<u>地震対策編別紙</u> 第2節 情報活動 第3節 広報活動に準ずる。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の周知</p> <p>市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項及び市の対応体制について周知するものとする。</p> <p>市は、地域住民及び自主防災組織等に対し、日頃からの地震への備えを再確認し家庭内の安全確保の処置を実践する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p> <p>周知及び呼びかけの方法は、共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画及び<u>地震対策編別紙</u> 第2節 情報活動 第3節 広報活動に準ずる。</p> <p>第5章 災害応急対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動 (略)</p> <p>1 市</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市災害対策本部</td> <td>市災害対策本部の設置</td> <td>(1) 市長は、地震災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、市災害対策本部を 島田市役所 に設置する。 (2) (略)</td> </tr> <tr> <td>所掌事務</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機関の措置</td> <td>静岡市消防局島田消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>職員動員</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 消防機関 (略)</p> <p>3 防災関係機関 (略)</p>	区分	内 容		市災害対策本部	市災害対策本部の設置	(1) 市長は、地震災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、市災害対策本部を 島田市役所 に設置する。 (2) (略)	所掌事務	(略)	機関の措置	静岡市消防局島田消防署	(略)	消防団	(略)	職員動員	(略)		<p>市の情報共有体制、組織体制、情報伝達方法は、共通対策編 第2章 災害予防計画 第1節 通信施設等整備改良計画 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画及び<u>地震対策編 第4-2章 地震防災応急対策</u> 第2節 情報活動 第3節 広報活動に準ずる。</p> <p>(略)</p> <p>第2節 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された後の周知</p> <p>市は、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など住民に密接に関係のある事項及び市の対応体制について周知するものとする。</p> <p>市は、地域住民及び自主防災組織等に対し、日頃からの地震への備えを再確認し家庭内の安全確保の処置を実践する等防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。</p> <p>周知及び呼びかけの方法は、共通対策編 第3章 災害応急対策計画 第2節 組織計画 第4節 通信情報計画 第5節 災害広報計画及び<u>地震対策編 第4-2章 地震防災応急対策</u> 第2節 情報活動 第3節 広報活動に準ずる。</p> <p>第5章 災害応急対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動 (略)</p> <p>1 市</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th colspan="2">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">市災害対策本部</td> <td>市災害対策本部の設置</td> <td>(1) 市長は、地震災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、市災害対策本部を プラザおおるり に設置する。 (2) (略)</td> </tr> <tr> <td>所掌事務</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機関の措置</td> <td>静岡市消防局島田消防署</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防団</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>職員動員</td> <td colspan="2">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 消防機関 (略)</p> <p>3 防災関係機関 (略)</p>	区分	内 容		市災害対策本部	市災害対策本部の設置	(1) 市長は、地震災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、市災害対策本部を プラザおおるり に設置する。 (2) (略)	所掌事務	(略)	機関の措置	静岡市消防局島田消防署	(略)	消防団	(略)	職員動員	(略)	
区分	内 容																																
市災害対策本部	市災害対策本部の設置	(1) 市長は、地震災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、市災害対策本部を 島田市役所 に設置する。 (2) (略)																															
	所掌事務	(略)																															
機関の措置	静岡市消防局島田消防署	(略)																															
	消防団	(略)																															
職員動員	(略)																																
区分	内 容																																
市災害対策本部	市災害対策本部の設置	(1) 市長は、地震災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、市災害対策本部を プラザおおるり に設置する。 (2) (略)																															
	所掌事務	(略)																															
機関の措置	静岡市消防局島田消防署	(略)																															
	消防団	(略)																															
職員動員	(略)																																

新	旧																
<p>第2節 情報活動 ㄱ (略)</p> <p>第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策</p> <p>第15節 地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策</p> <p>地震防災応急計画及び対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。 計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。</p> <p>1 各施設・事業所に共通の事項 (略)</p> <p>2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項 (略)</p> <p>第6章 復旧・復興対策 (略)</p> <p>(別紙) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動 (略)</p> <p>1 市</p> <p>【東海地震注意情報発表時等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災体制の確保</td> <td>東海地震注意情報が発表されたとき市職員は、島田市役所等のあらかじめ指定された場所に参集して市地震災害初動対応本部(以下「初動対応本部」という。)を設置して防災体制を確保し、東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施する。また、必要に応じて市地震災害警戒本部(以下「市警戒本部」という。)を迅速に設置できるよう準備する。 なお、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、あらかじめ定められた職員は島田市役所等に参集し、市地震災害情報連絡室(以下、「情報連絡室」という。)を設置し、情報の収集・伝達及び連絡体制を確保する。</td> </tr> <tr> <td>主な業務内容</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防機関の措置</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	防災体制の確保	東海地震注意情報が発表されたとき市職員は、 島田市役所 等のあらかじめ指定された場所に参集して市地震災害初動対応本部(以下「初動対応本部」という。)を設置して防災体制を確保し、東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施する。また、必要に応じて市地震災害警戒本部(以下「市警戒本部」という。)を迅速に設置できるよう準備する。 なお、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、あらかじめ定められた職員は 島田市役所 等に参集し、市地震災害情報連絡室(以下、「情報連絡室」という。)を設置し、情報の収集・伝達及び連絡体制を確保する。	主な業務内容	(略)	消防機関の措置	(略)	<p>第2節 情報活動 ㄱ (略)</p> <p>第14節 防災関係機関等の講ずる災害応急対策</p> <p>第15節 対策計画を作成すべき施設・事業所の災害応急対策</p> <p>対策計画を作成すべき者が講ずる災害応急対策の概要を示す。 計画に定める必要のある災害応急対策の主な内容は、前2節に定めるものの他、次のとおりとするが、平常時対策との整合性の確保に留意する。</p> <p>1 各施設・事業所に共通の事項 (略)</p> <p>2 各施設・事業所の計画において定める個別の事項 (略)</p> <p>第6章 復旧・復興対策 (略)</p> <p>(別紙) 東海地震に関連する情報及び警戒宣言に係る応急対策 (略)</p> <p>第1節 防災関係機関の活動 (略)</p> <p>1 市</p> <p>【東海地震注意情報発表時等】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>防災体制の確保</td> <td>東海地震注意情報が発表されたとき市職員は、プラザおおるり等のあらかじめ指定された場所に参集して市地震災害初動対応本部(以下「初動対応本部」という。)を設置して防災体制を確保し、東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施する。また、必要に応じて市地震災害警戒本部(以下「市警戒本部」という。)を迅速に設置できるよう準備する。 なお、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、あらかじめ定められた職員はプラザおおるり等に参集し、市地震災害情報連絡室(以下、「情報連絡室」という。)を設置し、情報の収集・伝達及び連絡体制を確保する。</td> </tr> <tr> <td>主な業務内容</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防機関の措置</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	防災体制の確保	東海地震注意情報が発表されたとき市職員は、 プラザおおるり 等のあらかじめ指定された場所に参集して市地震災害初動対応本部(以下「初動対応本部」という。)を設置して防災体制を確保し、東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施する。また、必要に応じて市地震災害警戒本部(以下「市警戒本部」という。)を迅速に設置できるよう準備する。 なお、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、あらかじめ定められた職員は プラザおおるり 等に参集し、市地震災害情報連絡室(以下、「情報連絡室」という。)を設置し、情報の収集・伝達及び連絡体制を確保する。	主な業務内容	(略)	消防機関の措置	(略)
区 分	内 容																
防災体制の確保	東海地震注意情報が発表されたとき市職員は、 島田市役所 等のあらかじめ指定された場所に参集して市地震災害初動対応本部(以下「初動対応本部」という。)を設置して防災体制を確保し、東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施する。また、必要に応じて市地震災害警戒本部(以下「市警戒本部」という。)を迅速に設置できるよう準備する。 なお、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、あらかじめ定められた職員は 島田市役所 等に参集し、市地震災害情報連絡室(以下、「情報連絡室」という。)を設置し、情報の収集・伝達及び連絡体制を確保する。																
主な業務内容	(略)																
消防機関の措置	(略)																
区 分	内 容																
防災体制の確保	東海地震注意情報が発表されたとき市職員は、 プラザおおるり 等のあらかじめ指定された場所に参集して市地震災害初動対応本部(以下「初動対応本部」という。)を設置して防災体制を確保し、東海地震注意情報発表時の応急対策を的確に実施する。また、必要に応じて市地震災害警戒本部(以下「市警戒本部」という。)を迅速に設置できるよう準備する。 なお、東海地震に関連する調査情報(臨時)が発表されたときは、あらかじめ定められた職員は プラザおおるり 等に参集し、市地震災害情報連絡室(以下、「情報連絡室」という。)を設置し、情報の収集・伝達及び連絡体制を確保する。																
主な業務内容	(略)																
消防機関の措置	(略)																

新	旧																												
<p>【警戒宣言発令時】（略）</p> <p>2 県（略）</p> <p>3 防災関係機関（略）</p> <p>第2節 情報活動 ｝（略）</p> <p>第7節 避難活動</p> <p>第8節 社会秩序を維持する活動 （略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予想される混乱</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>市の実施事項</td> <td>1（略） 2（略） 3 生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、県に対し静岡県消費生活条例（平成11年県条例第35号）に基づき、特定生活物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する等の措置を要請する。</td> </tr> <tr> <td>島田警察署の実施事項</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9節 交通の確保活動（略）</p> <p>第10節 地域への救援活動（略）</p> <p>第11節 市有施設設備等の防災措置（略）</p> <p>1 無線通信施設等（略）</p> <p>2 公共施設等（略）</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダム、ため池及び用水路</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>｝</td> <td>｝</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	予想される混乱	（略）	市の実施事項	1（略） 2（略） 3 生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、県に対し静岡県消費生活条例（平成11年県条例第35号）に基づき、 特定生活物資 を指定し、物資の円滑な供給を確保する等の措置を要請する。	島田警察署の実施事項	（略）	区 分	内 容	ダム、ため池及び用水路	（略）	｝	｝	<p>【警戒宣言発令時】（略）</p> <p>2 県（略）</p> <p>3 防災関係機関（略）</p> <p>第2節 情報活動 ｝（略）</p> <p>第7節 避難活動</p> <p>第8節 社会秩序を維持する活動 （略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予想される混乱</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>市の実施事項</td> <td>1（略） 2（略） 3 生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、県に対し静岡県消費生活条例（平成11年県条例第35号）に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する等の措置を要請する。</td> </tr> <tr> <td>島田警察署の実施事項</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>第9節 交通の確保活動（略）</p> <p>第10節 地域への救援活動</p> <p>第11節 市有施設設備等の防災措置（略）</p> <p>1 無線通信施設等（略）</p> <p>2 公共施設等（略）</p> <p>【東海地震注意情報発表時】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ダム、ため池及び用水路</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>｝</td> <td>｝</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	予想される混乱	（略）	市の実施事項	1（略） 2（略） 3 生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、県に対し静岡県消費生活条例（平成11年県条例第35号）に基づき、 特定物資 を指定し、物資の円滑な供給を確保する等の措置を要請する。	島田警察署の実施事項	（略）	区 分	内 容	ダム、ため池及び用水路	（略）	｝	｝
区 分	内 容																												
予想される混乱	（略）																												
市の実施事項	1（略） 2（略） 3 生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、県に対し静岡県消費生活条例（平成11年県条例第35号）に基づき、 特定生活物資 を指定し、物資の円滑な供給を確保する等の措置を要請する。																												
島田警察署の実施事項	（略）																												
区 分	内 容																												
ダム、ため池及び用水路	（略）																												
｝	｝																												
区 分	内 容																												
予想される混乱	（略）																												
市の実施事項	1（略） 2（略） 3 生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じ、県に対し静岡県消費生活条例（平成11年県条例第35号）に基づき、 特定物資 を指定し、物資の円滑な供給を確保する等の措置を要請する。																												
島田警察署の実施事項	（略）																												
区 分	内 容																												
ダム、ため池及び用水路	（略）																												
｝	｝																												

新		旧	
本部(島田市役所)及びその他災害応急対策上重要な庁舎	本部(島田市役所)及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。	本部(プラザおおるり)及びその他災害応急対策上重要な庁舎	本部(プラザおおるり)及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
水道施設	(略)	水道施設	(略)
【警戒宣言発令時】		【警戒宣言発令時】	
区 分	内 容	区 分	内 容
ダム、ため池及び用水路	(略)	ダム、ため池及び用水路	(略)
}	}	}	}
本部(島田市役所)及びその他災害応急対策上重要な庁舎	本部(島田市役所)及びその他災害応急対策上主要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急備蓄等の措置を行う。	本部(プラザおおるり)及びその他災害応急対策上重要な庁舎	本部(プラザおおるり)及びその他災害応急対策上重要な庁舎について、非常用発電装置の確認、落下倒壊防止措置、食料及び燃料の準備、飲料水の緊急貯水等の措置を行う。
水道施設	(略)	水道施設	(略)
3 コンピュータ (略)		3 コンピュータ (略)	
第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 } (略)		第12節 防災関係機関等の講ずる生活及び安全確保等の措置 } (略)	
第14節 市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策		第14節 市が管理又は運営する施設等の地震防災応急対策	

島田市地域防災計画(令和6年3月改定案)

新旧対照表

原子力災害対策編

島田市防災会議

新	旧																				
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的 〽 (略)</p> <p>第3節 計画の周知徹底</p> <p>第4節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針</p> <p>この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針(令和4年7月6日一部改正)を遵守するものとする。</p> <p>第5節 〽 (略)</p> <p>第7節</p> <p>第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関名</th> <th style="text-align: center;">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 日本郵便株式会社東海支社 (島田郵便局、金谷郵便局及び川根郵便局)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〽</td> <td>〽</td> </tr> <tr> <td>(8) 日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(9) 国立研究開発法人量子科学技術 研究開発機構</td> <td>ア (略) イ (略) ウ 緊急被ばく医療派遣チームの派遣</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所掌事務	(1) 日本郵便株式会社東海支社 (島田郵便局、金谷郵便局及び川根郵便局)	(略)	〽	〽	(8) 日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(略)	(9) 国立研究開発法人量子科学技術 研究開発機構	ア (略) イ (略) ウ 緊急被ばく 医療派遣チームの派遣	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 計画の目的 〽 (略)</p> <p>第3節 計画の周知徹底</p> <p>第4節 計画の策定又は修正に際し遵守すべき指針</p> <p>この計画の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針(令和2年2月5日一部改正)を遵守するものとする。</p> <p>第5節 〽 (略)</p> <p>第7節</p> <p>第8節 防災関係機関の事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定公共機関</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">機関名</th> <th style="text-align: center;">所掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 日本郵便株式会社東海支社 (島田郵便局、金谷郵便局及び川根郵便局)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>〽</td> <td>〽</td> </tr> <tr> <td>(8) 日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(9) 国立研究開発法人量子科学技術 研究開発機構</td> <td>ア (略) イ (略) ウ 原子力災害医療派遣チームの派遣</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	所掌事務	(1) 日本郵便株式会社東海支社 (島田郵便局、金谷郵便局及び川根郵便局)	(略)	〽	〽	(8) 日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(略)	(9) 国立研究開発法人量子科学技術 研究開発機構	ア (略) イ (略) ウ 原子力災害 医療派遣チームの派遣
機関名	所掌事務																				
(1) 日本郵便株式会社東海支社 (島田郵便局、金谷郵便局及び川根郵便局)	(略)																				
〽	〽																				
(8) 日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(略)																				
(9) 国立研究開発法人量子科学技術 研究開発機構	ア (略) イ (略) ウ 緊急被ばく 医療派遣チームの派遣																				
機関名	所掌事務																				
(1) 日本郵便株式会社東海支社 (島田郵便局、金谷郵便局及び川根郵便局)	(略)																				
〽	〽																				
(8) 日本通運株式会社 福山通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(略)																				
(9) 国立研究開発法人量子科学技術 研究開発機構	ア (略) イ (略) ウ 原子力災害 医療派遣チームの派遣																				

新	旧
<p>4 (略)</p> <p>5 県</p> <p>(1) ｝ (略)</p> <p>(18) (19)住民等からの問合せ対応</p> <p>(20) ｝ (略)</p> <p>(24)</p>	<p>4 (略)</p> <p>5 県</p> <p>(1) ｝ (略)</p> <p>(18) (19)住民等からの問い合わせ対応</p> <p>(20) ｝ (略)</p> <p>(24)</p>
<p>6 市</p> <p>(1) ｝ (略)</p> <p>(15) (16)住民等からの問合せ対応</p> <p>(17) ｝ (略)</p> <p>(21)</p>	<p>6 市</p> <p>(1) ｝ (略)</p> <p>(15) (16)住民等からの問い合わせ対応</p> <p>(17) ｝ (略)</p> <p>(21)</p>
<p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 ｝ (略)</p> <p>第4節</p> <p>第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>(1) (略)</p>	<p>7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>第2章 原子力災害事前対策</p> <p>第1節 ｝ (略)</p> <p>第4節</p> <p>第5節 情報の収集・連絡体制等の整備 (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報の分析整理</p> <p>(1) (略)</p>

新	旧
<p>(2) (略)</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資材 市は、国、県、御前崎市、関係周辺市町及び原子力事業者その他関係機関と連携して、応急対策の確かな実施に資するため、次のような資料を整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部を設置する<u>島田市役所庁舎（以下「庁舎」という。）</u>に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 社会環境に関する資料 (ア) ㄱ (略) (オ) (カ) <u>原子力災害</u>医療機関に関する資料(位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等)</p> <p>ウ ㄱ (略)</p> <p>キ</p> <p>3 (略)</p> <p>第6節 緊急事態応急体制の整備 (略)</p> <p>1 ㄱ (略)</p> <p>5</p> <p>6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊 市は、静岡市消防局と協力し、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、<u>受入</u>体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。</p> <p>7 ㄱ (略)</p> <p>14</p> <p>第7節 避難収容活動体制の整備</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 防災対策上必要とされる資材 市は、国、県、御前崎市、関係周辺市町及び原子力事業者その他関係機関と連携して、応急対策の確かな実施に資するため、次のような資料を整備し、定期的に更新するとともに、災害対策本部を設置する<u>島田市民総合施設プラザおおるり（以下「プラザおおるり」という。）</u>に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 社会環境に関する資料 (ア) ㄱ (略) (オ) (カ) <u>拠点となる被ばく</u>医療機関に関する資料(位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等)</p> <p>ウ ㄱ (略)</p> <p>キ</p> <p>3 (略)</p> <p>第6節 緊急事態応急体制の整備 (略)</p> <p>1 ㄱ (略)</p> <p>5</p> <p>6 消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊 市は、静岡市消防局と協力し、消防相互応援体制の整備、緊急消防援助隊の充実強化に努めるとともに、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、<u>受け入れ</u>体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努めるものとする。</p> <p>7 ㄱ (略)</p> <p>14</p> <p>第7節 避難収容活動体制の整備</p>

新	旧
<p>1 (略)</p> <p>2 避難所等の整備等</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(6)</p> <p>(7) 避難所における設備等の整備 市は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>(8) 物資の備蓄に係る整備 市は、県と連携し、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>3 } (略)</p> <p>10</p> <p>第8節 } (略)</p> <p>第10節</p> <p>第11節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市は、国及び県と連携し、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 避難所等の整備等</p> <p>(1) } (略)</p> <p>(6)</p> <p>(7) 避難所における設備等の整備 市は、県と連携し、避難所において、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>(8) 物資の備蓄に係る整備 市は、県と連携し、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、避難所において、備蓄のためのスペース、通信設備の整備等を進めるものとする。</p> <p>3 } (略)</p> <p>10</p> <p>第8節 } (略)</p> <p>第10節</p> <p>第11節 住民等への的確な情報伝達体制の整備</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市は、国及び県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておくものとする。</p>

新	旧
<p>4 市は、原子力災害の特殊性に<u>鑑み</u>、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ正確に伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p>	<p>4 市は、原子力災害の特殊性に<u>かんがみ</u>、国及び県と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ正確に伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>第12節 行政機関の業務継続計画の策定 市は、庁舎が、避難対象地域に含まれる場合に備え、本庁舎機能を川根支所に置き、避難先市町の適切な地区に支所機能を設置することを基本に、業務継続計画において市役所機能の保持要領を具体化し、業務の継続性を確保しておくものとする。</p>	<p>第12節 行政機関の業務継続計画の策定 市は、庁舎 <u>及びプラザおおるり</u>が、避難対象地域に含まれる場合に備え、本庁舎機能を川根支所に置き、避難先市町の適切な地区に支所機能を設置することを基本に、業務継続計画において市役所機能の保持要領を具体化し、業務の継続性を確保しておくものとする。</p>
<p>第13節 (略)</p>	<p>第13節 (略)</p>
<p>第14節 (略)</p>	<p>第14節 (略)</p>
<p>第15節 防災訓練等の実施</p>	<p>第15節 防災訓練等の実施</p>
<p>1 訓練計画の策定</p>	<p>1 訓練計画の策定</p>
<p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ オフサイトセンターへの参集、<u>立上げ</u>、運営訓練</p> <p>ウ</p> <p>エ (略)</p> <p>コ</p>	<p>(1) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ オフサイトセンターへの参集、<u>立ち上げ</u>、運営訓練</p> <p>ウ</p> <p>エ (略)</p> <p>コ</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 実践的な訓練の実施と事後評価 市は、訓練を実施するに当たり、県及び原子力事業者の協力を受けて作成した大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意</p>	<p>3 実践的な訓練の実施と事後評価 市は、訓練を実施するに当たり、県及び原子力事業者の協力を受けて作成した大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するも</p>

新	旧
<p>するものとする。</p> <p>また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改定に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</p> <p>市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。</p> <p>第16節 (略)</p> <p>第17節 (略)</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 基本方針 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(1) 情報収集事態が発生した場合 (略)</p> <p>(2) 警戒事態が発生した場合 (略)</p> <p>(3) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合</p> <p>ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、御前崎市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問合せについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸(内閣官房)、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部及び住民等に連絡するものとされている。また、P A Zを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うよう、また、内閣府はU P Zを含む市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、更にU P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう、要請するものとされている。</p> <p>ウ</p> <p>ㄱ (略)</p>	<p>のとする。</p> <p>また、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。</p> <p>市は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。</p> <p>第16節 (略)</p> <p>第17節 (略)</p> <p>第3章 緊急事態応急対策</p> <p>第1節 基本方針 (略)</p> <p>第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保</p> <p>1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡</p> <p>(1) 情報収集事態が発生した場合 (略)</p> <p>(2) 警戒事態が発生した場合 (略)</p> <p>(3) 原子力事業者からの特定事象発生通報があった場合</p> <p>ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、特定事象発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、御前崎市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせについては簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸(内閣官房)、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部及び住民等に連絡するものとされている。また、P A Zを含む市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備(避難先、輸送手段の確保等)を行うよう、また、内閣府はU P Zを含む市町に対しては、屋内退避の準備を行うよう、更にU P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)に協力するよう、要請するものとされている。</p> <p>ウ</p> <p>ㄱ (略)</p>

新	旧
<p>オ (4) (略)</p> <p>2 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>ア 原子力事業者は、官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、御前崎市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への<u>問合せ</u>については簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>イ ㄱ (略) カ</p> <p>(2) 全面緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡)</p> <p>ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、御前崎市の消防本部、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への<u>問合せ</u>については簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>イ ㄱ (略) オ</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>1 市の活動体制</p> <p>(1) 警戒本部の設置準備等 (略)</p> <p>(2) 警戒本部の設置等</p> <p>ア 警戒本部の設置</p>	<p>オ (4) (略)</p> <p>2 応急対策活動情報の連絡</p> <p>(1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡</p> <p>ア 原子力事業者は、官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、御前崎市等の消防機関、最寄りの海上保安部署、原子力防災専門官等に施設の状況、原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への<u>問い合わせ</u>については簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>イ ㄱ (略) カ</p> <p>(2) 全面緊急事態における連絡等(原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡)</p> <p>ア 原子力事業者の原子力防災管理者は、全面緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸(内閣官房)、原子力規制委員会、内閣府、関係地方公共団体、県警察本部、御前崎市の消防本部、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付することとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。なお、市は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への<u>問い合わせ</u>については簡潔、明瞭に行うよう努めるものとする。</p> <p>イ ㄱ (略) オ</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第3節 活動体制の確立</p> <p>1 市の活動体制</p> <p>(1) 警戒本部の設置準備等 (略)</p> <p>(2) 警戒本部の設置等</p> <p>ア 警戒本部の設置</p>

新		旧													
<p>市は、原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けた場合又は国、県から施設敷地緊急事態発生 of 連絡を受けた場合、市長を本部長とする警戒本部を 庁舎 に設置するものとする。</p> <p>イ ㄱ (略) オ</p> <p>(3) 災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>ア 設置</p> <p>市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合は、市長を本部長とする災害対策本部を 庁舎 に設置するものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) ~ (略)</p> <p>(6)</p> <p>4 ㄱ (略) 6</p> <p>7 防災業務関係者の安全確保 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>ア (略)</p>		<p>市は、原子力事業者から特定事象発生 of 通報を受けた場合又は国、県から施設敷地緊急事態発生 of 連絡を受けた場合、市長を本部長とする警戒本部を プラザおおるり に設置するものとする。</p> <p>イ ㄱ (略) オ</p> <p>(3) 災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>ア 設置</p> <p>市は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は市長が必要と認めた場合は、市長を本部長とする災害対策本部を プラザおおるり に設置するものとする。</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) ~ (略)</p> <p>(6)</p> <p>4 ㄱ (略) 6</p> <p>7 防災業務関係者の安全確保 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 防災業務関係者の放射線防護</p> <p>ア (略)</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>指 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量</td> <td>実効線量で 50 ミリシーベルトを上限とする。</td> </tr> <tr> <td>防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する人々(例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員及び緊急医療関係者等)が、災害に発展する事態</td> <td>実効線量で 100 ミリシーベルトを上限とする。作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量を 併せて 用いる。 a 眼の水晶体 等価線量で 300 ミリシーベルトを上限とする。 b 皮膚</td> </tr> </tbody> </table>		対 象	指 標	災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で 50 ミリシーベルトを上限とする。	防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する人々(例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員及び緊急医療関係者等)が、災害に発展する事態	実効線量で 100 ミリシーベルトを上限とする。作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量を 併せて 用いる。 a 眼の水晶体 等価線量で 300 ミリシーベルトを上限とする。 b 皮膚	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対 象</th> <th>指 標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量</td> <td>実効線量で 50 ミリシーベルトを上限とする。</td> </tr> <tr> <td>防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する人々(例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員及び緊急医療関係者等)が、災害に発展する事態の防</td> <td>実効線量で 100 ミリシーベルトを上限とする。作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量を あわせて 用いる。 a 眼の水晶体 等価線量で 300 ミリシーベルトを上限とする。 b 皮膚</td> </tr> </tbody> </table>		対 象	指 標	災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で 50 ミリシーベルトを上限とする。	防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する人々(例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員及び緊急医療関係者等)が、災害に発展する事態の防	実効線量で 100 ミリシーベルトを上限とする。作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量を あわせて 用いる。 a 眼の水晶体 等価線量で 300 ミリシーベルトを上限とする。 b 皮膚
対 象	指 標														
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で 50 ミリシーベルトを上限とする。														
防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する人々(例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員及び緊急医療関係者等)が、災害に発展する事態	実効線量で 100 ミリシーベルトを上限とする。作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量を 併せて 用いる。 a 眼の水晶体 等価線量で 300 ミリシーベルトを上限とする。 b 皮膚														
対 象	指 標														
災害応急対策活動及び災害復旧活動を実施する防災業務関係者の被ばく線量	実効線量で 50 ミリシーベルトを上限とする。														
防災業務関係者のうち、事故現場において緊急作業を実施する人々(例えば、当該原子力発電所の放射線業務従事者以外の職員はもとより、国から派遣される専門家、警察関係者、消防関係者、自衛隊員及び緊急医療関係者等)が、災害に発展する事態の防	実効線量で 100 ミリシーベルトを上限とする。作業内容に応じて、必要があれば、次の被ばく線量を あわせて 用いる。 a 眼の水晶体 等価線量で 300 ミリシーベルトを上限とする。 b 皮膚														

新		旧	
の防止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	等価線量で1シーベルトを上限とする。	止及び人命救助等緊急やむを得ない作業を実施する場合の被ばく線量	等価線量で1シーベルトを上限とする。
<p>(注) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施(略)</p> <p>(1)</p> <p>ㄱ (略)</p> <p>(7)</p> <p>(8) 市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、県は国の協力の下、受入先の市町に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町と協議の<u>上</u>、要避難区域の市町に対し避難所となる施設を示すこととされている。なお、県域を越える広域的な避難を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、県は、原子力災害対策本部等に対して要請を行う。</p> <p>(9) (略)</p> <p>2</p> <p>ㄱ (略)</p> <p>6</p> <p>7 要配慮者への配慮</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率の<u>下</u>、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとし、その旨を県に対し速やかに連絡するものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率の<u>下</u>、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとし、その旨を県に対し速やかに連絡するものとする。</p> <p>8 学校等施設における避難措置</p> <p>学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合</p>		<p>(注) (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>第4節 避難、屋内退避等の防護措置</p> <p>1 避難、屋内退避等の防護措置の実施(略)</p> <p>(1)</p> <p>ㄱ (略)</p> <p>(7)</p> <p>(8) 市の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、県は国の協力の下、受入先の市町に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示することとされている。この場合、県は受入先の市町と協議の<u>うえ</u>、要避難区域の市町に対し避難所となる施設を示すこととされている。なお、県域を越える広域的な避難を要する事態となり、広域避難収容に関する国の支援が必要であると判断した場合には、県は、原子力災害対策本部等に対して要請を行う。</p> <p>(9) (略)</p> <p>2</p> <p>ㄱ (略)</p> <p>6</p> <p>7 要配慮者への配慮</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率の<u>もと</u>、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとし、その旨を県に対し速やかに連絡するものとする。</p> <p>(3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、職員の指示・引率の<u>もと</u>、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとし、その旨を県に対し速やかに連絡するものとする。</p> <p>8 学校等施設における避難措置</p> <p>学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難のための立退きの指示等があった場</p>	

新	旧
<p>は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率の<u>下</u>、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p>	<p>合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員の指示・引率の<u>もと</u>、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨を連絡するものとする。</p>
<p>9 ～（略）</p>	<p>9 ～（略）</p>
<p>11</p>	<p>11</p>
<p>第5節 （略）</p>	<p>第5節 （略）</p>
<p>第7節</p>	<p>第7節</p>
<p>第8節 救助・救急、消火及び医療活動</p>	<p>第8節 救助・救急、消火及び医療活動</p>
<p>1 救助・救急及び消火活動</p>	<p>1 救助・救急及び消火活動</p>
<p>2 医療措置</p>	<p>2 医療措置</p>
<p>(1)（略）</p>	<p>(1)（略）</p>
<p>(2) 原子力災害医療措置については、次表のとおりに分類し、それぞれの分類に応じた原子力災害医療措置を対応する医療機関等が講ずるものとする。</p>	<p>(2) 原子力災害医療措置については、次表のとおりに分類し、それぞれの分類に応じた原子力災害医療措置を対応する医療機関等が講ずるものとする。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(※1)（略）</p>	<p>(※1)（略）</p>
<p>(※2)（略）</p>	<p>(※2)（略）</p>
<p>(※3) 転送は、一般の診療所・病院、<u>原子力災害</u>拠点病院、高度被ばく医療支援センター等への転送をいう。</p>	<p>(※3) 転送は、一般の診療所・病院、拠点病院、高度被ばく医療支援センター等への転送をいう。</p>
<p>(3)</p>	<p>(3)</p>
<p>（略）</p>	<p>（略）</p>
<p>(5)</p>	<p>(5)</p>
<p>第9節 住民等への的確な情報伝達活動（略）</p>	<p>第9節 住民等への的確な情報伝達活動（略）</p>
<p>1 住民等へ情報伝達活動</p>	<p>1 住民等へ情報伝達活動</p>
<p>(1)（略）</p>	<p>(1)（略）</p>
<p>(2) 市は、住民等への情報提供に当たっては、国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ<u>分かりやすい</u>例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情</p>	<p>(2) 市は、住民等への情報提供に当たっては、国及び県と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の発信元を明確にし、あらかじめ<u>わかりやすい</u>例文を準備するものとする。また、利用可能な様々な情</p>

新	旧
<p>報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 市は、情報伝達に当たって、同報系防災無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種<u>問合せ</u>先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、SNS、LINE等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p>	<p>報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めるものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 市は、情報伝達に当たって、同報系防災無線、掲示板、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種<u>問い合わせ</u>先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、SNS、LINE等を活用し、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。なお、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。</p>
<p>2 住民等からの<u>問合せ</u>に対する対応</p> <p>(1) 市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの<u>問合せ</u>に対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>2 住民等からの<u>問い合わせ</u>に対する対応</p> <p>(1) 市は、国、県及び関係機関等と連携し、必要に応じ、速やかに住民等からの<u>問い合わせ</u>に対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>第10節 自発的支援の受入れ等</p> <p>大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援<u>申し入れ</u>が寄せられるが、市は、適切に対応するものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ</p> <p>(1) 義援物資の受入れ</p> <p>市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、市民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて市民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関するの<u>問</u></p>	<p>第10節 自発的支援の受入れ等</p> <p>大規模な災害発生が報道されると、国内・国外から多くの善意の支援<u>申し入れ</u>が寄せられるが、市は、適切に対応するものとする。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ</p> <p>(1) 義援物資の受入れ</p> <p>市は、県及び関係機関等の協力を得ながら、市民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて市民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。国及び被災地以外の県は必要に応じ義援物資に関するの<u>問い</u></p>

新	旧
<p>合せ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。</p>	<p>合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行うものとされている。国民、企業等は、義援物資を提供する場合には、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとされている。</p>
<p>(2) (略)</p>	<p>(2) (略)</p>
<p>第11節 行政機関の業務継続に係る措置</p>	<p>第11節 行政機関の業務継続に係る措置</p>
<p>1 市は、市の区域に避難対象区域が含まれたときは、庁舎の所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p>	<p>1 市は、市の区域に避難対象区域が含まれたときは、庁舎及びプラザおおるりの所在地が避難のための立退きの指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第12節 (略)</p>	<p>第12節 (略)</p>
<p>第4章 大規模地震対策 (略)</p>	<p>第4章 大規模地震対策 (略)</p>
<p>第5章 原子力災害中長期対策 (略)</p>	<p>第5章 原子力災害中長期対策</p>
<p>第1節 ㄱ (略)</p>	<p>第1節 ㄱ (略)</p>
<p>第4節</p>	<p>第4節</p>
<p>第5節 各種制限措置の解除 市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</p>	<p>第5節 各種制限措置の解除 市は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。</p>
<p>第6節 ㄱ (略)</p>	<p>第6節 ㄱ (略)</p>
<p>第10節</p>	<p>第10節</p>

島田市地域防災計画(令和6年3月改定案)

新旧対照表

風水害対策編

島田市防災会議

新				旧			
第1章 総則（略）				第1章 総則（略）			
第1節 過去の顕著な災害（略）				第1節 過去の顕著な災害（略）			
1 風水害（略）				1 風水害（略）			
西暦	年号	原因	記事	西暦	年号	原因	記事
1959	昭和34	低気圧・温暖前線台風	（略）	1959	昭和34	低気圧・温暖前線台風	（略）
}	}	}	}	}	}	}	}
2022	令和4	集中豪雨	（略）	2022	令和4	集中豪雨	（略）
<u>2023</u>	<u>令和5</u>	<u>集中豪雨</u>	<u>6/2～3</u> <u>台風2号に伴う大雨により、金谷地区で床上浸水の被害が発生した。</u> <u>時間雨量最大：島田地区 33mm/h、伊久美地区 68mm/h、金谷地区 34mm/h、川根地区 56mm/h、塩本地区 49mm/h、笹間地区 47mm/h。</u> <u>国道473号及び県道蔵田島田線等が通行止めとなり、一部損壊（床上浸水1件、床下浸水1件）の被害があった。</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
2 竜巻(旋風)（略）				2 竜巻(旋風)（略）			
3 がけ崩れ・土石流・地すべり（略）				3 がけ崩れ・土石流・地すべり（略）			
第2節 予想される災害と地域（略）				第2節 予想される災害と地域（略）			
第2章 災害予防計画（略）				第2章 災害予防計画（略）			
第1節 総則（略）				第1節			
}				}			
第8節				第8節			
第9節 盛土災害防除計画				第9節 盛土災害防除計画			
市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。				市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省及び林野庁の支援を得て行うものとする。			

新	旧
<p>市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>県は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、副知事を座長とした部局横断組織である静岡県盛土等対策会議を設置する。その下部組織として、現場レベルの地域部会を置き、市と県等の関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。</p> <p>第10節 } (略)</p> <p>第13節</p> <p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 水防組織及び非常配備体制</p> <p>水防管理者(市長)は、洪水等の水害が発生するおそれのある場合、島田市役所災害対策室に、水防警戒本部、又は市水防本部(以下「水防本部」という。)を設置する。ただし、市災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。</p> <p>水防組織及び非常配備体制は、水防計画のとおりである。</p> <p>市災害対策本部の編成、設置及び運営については、共通対策編第3章災害応急対策計画第2節組織計画のとおりである。</p> <p>第4節 } (略)</p> <p>第11節</p>	<p>市及び県は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p> <p>県は、不適正な盛土事案の課題解決を図るため、副知事を座長とした部局横断組織である静岡県盛土等対策会議を設置する。その下部組織として、現場レベルの地域部会を置き、市と県等の関係機関が連携し、的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を行うものとする。</p> <p>第10節 } (略)</p> <p>第13節</p> <p>第3章 災害応急対策計画 (略)</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 水防組織及び非常配備体制</p> <p>水防管理者(市長)は、洪水等の水害が発生するおそれのある場合、市民総合施設プラザおおるり災害対策室に、水防警戒本部、又は市水防本部(以下「水防本部」という。)を設置する。ただし、市災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。</p> <p>水防組織及び非常配備体制は、水防計画のとおりである。</p> <p>市災害対策本部の編成、設置及び運営については、共通対策編第3章災害応急対策計画第2節組織計画のとおりである。</p> <p>第4節 } (略)</p> <p>第11節</p>

島田市地域防災計画(令和6年3月改定案)

新旧対照表

大火災対策編

島田市防災会議

新	旧
修正無し	

島田市地域防災計画(令和6年3月改定案)

新旧対照表

大規模事故対策編

島田市防災会議

新	旧																																																												
<p>大規模事故対策編の構成 (略)</p> <p>I 道路事故対策計画</p> <p>第1章 総則 (略)</p> <p>第1節 関係機関の業務の大綱 (略)</p> <p>第2節 道路の状況と予想される事故の態様</p> <p>1 市内の道路状況</p> <p style="text-align: center;">(令和5年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13.80</u></td> </tr> <tr> <td>国道</td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>45.63</u></td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td style="text-align: center;"><u>20</u></td> <td style="text-align: center;"><u>158.49</u></td> </tr> <tr> <td>市道(※)</td> <td style="text-align: center;"><u>3,599</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,103.46</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;"><u>3,623</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,321.38</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(※) 高速自動車道、国道、県道：静岡県の道路状況(管理機関別) R4.4.1現在</u> <u>(※) 市道：R5年度 道路台帳より (R5.4.1時点)</u></p> <p>2 市内の交通事故件数等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人身事故発生件数(件)</th> <th>死者数(人)</th> <th>負傷者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年</td> <td style="text-align: center;"><u>443</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>585</u></td> </tr> <tr> <td>令和5年</td> <td style="text-align: center;"><u>421</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>544</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 予想される道路事故の態様 (略)</p> <p>第2章 〃 (略)</p> <p>第4章</p> <p>II 鉄道事故対策計画 (略)</p> <p>III 航空機事故対策計画 (略)</p>	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	<u>2</u>	<u>13.80</u>	国道	<u>2</u>	<u>45.63</u>	県道	<u>20</u>	<u>158.49</u>	市道(※)	<u>3,599</u>	<u>1,103.46</u>	合計	<u>3,623</u>	<u>1,321.38</u>	区分	人身事故発生件数(件)	死者数(人)	負傷者数(人)	令和4年	<u>443</u>	<u>1</u>	<u>585</u>	令和5年	<u>421</u>	<u>3</u>	<u>544</u>	<p>大規模事故対策編の構成 (略)</p> <p>I 道路事故対策計画</p> <p>第1章 総則 (略)</p> <p>第1節 関係機関の業務の大綱 (略)</p> <p>第2節 道路の状況と予想される事故の態様</p> <p>1 市内の道路状況</p> <p style="text-align: center;">(令和4年4月1日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>13.80</u></td> </tr> <tr> <td>国道</td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;"><u>45.63</u></td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td style="text-align: center;"><u>20</u></td> <td style="text-align: center;"><u>158.49</u></td> </tr> <tr> <td>市道(※)</td> <td style="text-align: center;"><u>3,599</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,103.46</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;"><u>3,623</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1,321.38</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(※) 高速自動車道、国道、県道：静岡県の道路状況(管理機関別) R3.4.1現在</u> <u>(※) 市道：R4年度 道路台帳より (R4.4.1時点)</u></p> <p>2 市内の交通事故件数等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人身事故発生件数(件)</th> <th>死者数(人)</th> <th>負傷者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年</td> <td style="text-align: center;"><u>431</u></td> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: center;"><u>528</u></td> </tr> <tr> <td>令和4年</td> <td style="text-align: center;"><u>443</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;"><u>585</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 予想される道路事故の態様 (略)</p> <p>第2章 〃 (略)</p> <p>第4章</p> <p>II 鉄道事故対策計画 (略)</p> <p>III 航空機事故対策計画 (略)</p>	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	<u>2</u>	<u>13.80</u>	国道	<u>2</u>	<u>45.63</u>	県道	<u>20</u>	<u>158.49</u>	市道(※)	<u>3,599</u>	<u>1,103.46</u>	合計	<u>3,623</u>	<u>1,321.38</u>	区分	人身事故発生件数(件)	死者数(人)	負傷者数(人)	令和3年	<u>431</u>	<u>3</u>	<u>528</u>	令和4年	<u>443</u>	<u>1</u>	<u>585</u>
道路の種類	路線数	実延長(km)																																																											
高速自動車国道	<u>2</u>	<u>13.80</u>																																																											
国道	<u>2</u>	<u>45.63</u>																																																											
県道	<u>20</u>	<u>158.49</u>																																																											
市道(※)	<u>3,599</u>	<u>1,103.46</u>																																																											
合計	<u>3,623</u>	<u>1,321.38</u>																																																											
区分	人身事故発生件数(件)	死者数(人)	負傷者数(人)																																																										
令和4年	<u>443</u>	<u>1</u>	<u>585</u>																																																										
令和5年	<u>421</u>	<u>3</u>	<u>544</u>																																																										
道路の種類	路線数	実延長(km)																																																											
高速自動車国道	<u>2</u>	<u>13.80</u>																																																											
国道	<u>2</u>	<u>45.63</u>																																																											
県道	<u>20</u>	<u>158.49</u>																																																											
市道(※)	<u>3,599</u>	<u>1,103.46</u>																																																											
合計	<u>3,623</u>	<u>1,321.38</u>																																																											
区分	人身事故発生件数(件)	死者数(人)	負傷者数(人)																																																										
令和3年	<u>431</u>	<u>3</u>	<u>528</u>																																																										
令和4年	<u>443</u>	<u>1</u>	<u>585</u>																																																										